

平成 28 年度
教職大学院自己評価書

鳴門教育大学大学院学校教育研究科
高度学校教育実践専攻
平成 30 年 2 月 15 日

目 次

I	教職大学院の現況及び特徴	1
II	教職大学院の目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準領域 1 理念・目的	3
	基準領域 2 学生の受入れ	7
	基準領域 3 教育の課程と方法	11
	基準領域 4 学習成果・効果	35
	基準領域 5 学生への支援体制	41
	基準領域 6 教員組織	46
	基準領域 7 施設・設備等の教育環境	55
	基準領域 8 管理運営	57
	基準領域 9 点検評価・F D	62
	基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携	67

I 教職大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 教職大学院（研究科・専攻）名 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻
- (2) 所在地 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748
- (3) 学生数及び教員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学生数 101 人
教員数 21 人（うち、実務家教員 12 人）

2 特徴

鳴門教育大学は、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、教員には専門職としての高度の資質能力が強く求められている。このような本学の創設（昭和 56 年 10 月 1 日）の趣旨から平成 20 年度に今日の学校と教員を巡る状況を踏まえ、養成すべき教員像を明確にし、専門性と実践力を備えた力量のある教員を養成することとし、新たに修士課程を改組して専門職学位課程（高度学校教育実践専攻）を教職大学院として設置した。

創設時は現職派遣の教員の研修のために「学校・学級経営コース」（10 人）、「学校臨床実践コース」（15 人）、「授業実践・カリキュラム開発コース」（15 人）を設置し、「教員養成特別コース」（10 人）の 4 コースでスタートさせ、研修と養成により①教育者としての人間性、②協働力、③生徒指導力、④学習指導・保育実践力を育てるカリキュラムを編成した。また、実習科目は院生の置席校で実施することにし、学校課題の解決に寄与する資質・能力を育成することを目指した。教員養成特別コースの院生は、鳴門市内の小学校において 1 年半の実習を行うこととした。

平成 25 年度から、現職の中堅教員派遣の減少傾向への対応として、若手教員も派遣の対象となるように年齢層を広げたコースの再編成を行った。具体的には、個々の教員のキャリアに応じて職能成長を支援するために、従来の現職 3 コースを統合して「教職実践力高度化コース」を立ち上げるとともに、「教員養成特別コース」のカリキュラムの改善を図った。具体的には、学校や教職員をリードする指導的役割を担う教員の養成について、それぞれのキャリアに応じてリーダー、ミドルリーダー、ニューリーダーに対応したカリキュラムを弾力的に履修させ、キャリアごとの合同ゼミや共通科目（第 5 領域）で異なるキャリアによるチームを編成し授業を展開するようにした。また、教員養成特別コースの院生に対しては、中学校免許取得者に対象を広げるとともに共通科目における現職派遣の院生との協同的学びを用意し、院生の学習歴に配慮して現職派遣の院生とは異なるレベルの授業を用意した。そして、協同的な学びの一環として教員養成特別コースの「基礎インナーシップ」を附属学校で実施し、現職派遣の院生と教員養成特別コースの院生が一つのグループを形成し、生徒指導力や授業実践力を支援・指導するカリキュラムも用意した。

本学教職大学院では、幅広い視点と確かな理論、豊かな実践力をもつ教員を確実に育成するために、専門的知識・実践的技能等の修得（論理的学習）と実習における実践（実践的・臨床的学習）を段階的に進展させる教育課程を構築してきた。特色をまとめると次の 4 点になる。①現職教員はニューリーダーからリーダーまでに養成する人材を拡充し、学部卒学生と合わせてそれぞれのキャリアに応じたきめ細かな教育の提供、②クロス・キャリア・ラーニングによる学びの深化（異なるキャリアや校種を越えて交流させ授業展開を活性化し、内容を深める）、③2 年間に学ぶ学習の到達度目標を明確化（キャリアステージを踏まえて、いまここでの学びとねらいと成果を可視化する）、④実習科目を主軸とした OJT（On the Job Training）（大学院の学びを実践し、「すぐに役立つ、ずっと役立つ」を目指す）などを大学院教育の特色とした教育内容の改善及び指導体制の強化に努めている。

なお、教職大学院では平成 28 年度から第三期の中期計画として、小中一貫教育に対応した「小中一貫教育プログラム」、管理職養成に対応した「学校マネジメント力プログラム」、「生徒指導力プログラム」、「教科指導実践力プログラム」を準備している。

II 教職大学院の目的

1 教職大学院等の使命や教職大学院がめざすもの

教職大学院では、現職教員の再教育を主たる目的とする大学として、全国規模での大学院生の受け入れや、徳島県をはじめとする各県・市教育委員会や学校現場と連携・協働し、学校現場の課題や大学院生のキャリアに応じた柔軟なカリキュラム編成を一層進めている。また、今後の学校教育において必要とされる教員を養成するという使命に即し、本学教職大学院では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、①学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員の養成、②実践的対応力に優れた新人教員を養成し、教育現場の諸課題に応えることをめざしている。

2 教職大学院等で養成しようとする人物（教員）像

本学教職大学院の理念・目的に即し、主として現職教員を対象とするリーダー教員の養成に関しては、教員のキャリア形成に配慮して、①リーダー教員、②ミドルリーダー教員、③ニューリーダー教員、の 3 つのキャリア発達タイプの養成を行う。また、学部卒業生を対象とした新人教員の養成にあたっては、多様な児童生徒の実態を理解し、適切に対応しうる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を育成する。

具体的には、教職実践力高度化コースにおいて下記の 3 つのキャリア発達における教員像を設定している。また、教員養成特別コースにおいては、下記の新人教員を養成しようとしている。

○教職実践力高度化コース：学校や地域において様々な人と協働しながら指導的役割を遂行できるリーダー教員の養成や学校の中核教員として若い教員を育てるリーダーなどを養成する。めざす教員像は次のような具体像である。

- ・リーダー教員：学校を多角的視野に立って運営する力を持つ教員
 - ・ミドルリーダー教員：分掌、教科、学年集団をチームワークにより活性化させる力を持つ教員
 - ・ニューリーダー教員：授業や生徒指導や学級経営などにおいて、若手教員の目標となる指導力を持つ教員
- 教員養成特別コース：学部段階で形成した教員として必要な資質能力の上に、さらに複雑化しつつある学校教育の諸課題に対して、幅広い実践的対応力を有し、将来における新しい学校づくりを推進する役割を發揮しうる小中学校の新人教員を養成する。

3 教育活動等を実施する上での基本方針

本学の教職大学院の目的、人材養成を確実に履行するため、教育課程の開発・評価、研究者教員と実務家教員による協働指導体制を重視している。また、「教職大学院における到達目標（3 領域 10 観点）」を設定し、学生、大学教員、教育委員会・学校へ明示し、学修のねらいと成果を共有している。具体的には、本到達目標に即してカリキュラムを体系化するとともに、学生は到達目標に準拠した自己評価と課題設定、週録による学修成果の蓄積、省察を通して教職大学院の学修に主体的に取り組むこと、大学教員は週録等により学生の学習プロセスを把握し、個々に適した指導、評価を行うとともに、担当する授業や教育内容の改善に授業評価等を活用している。教育委員会・学校においては教職大学院への理解を深め、教育課程や教育内容、学生の学修成果に関する評価等にあたって大学と協働する体制をとっている。

4 達成すべき成果

個人の課題のための教育、職能成長に留まらず、学校現場が直面している課題解決を学校、学生、大学教員が協働して展開する枠組みを設定し、キャリアグループでの合同ゼミを計画的に実施し、理論と実践の往還により学校改善と大学院教育の一体化を促進するとともに、学修成果を広く教育関係者に公表することで、地域社会や学校現場に対してその成果を還元する。

III 基準ごとの自己評価

基準領域 1 理念・目的

1 基準ごとの分析

基準 1－1 レベル I

- 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の目的は、国立大学法人鳴門教育大学学則（以下「学則」という。）第 57 条第 2 項（貼付資料 1－1－①）で次のとおり定めている。

資料 1－1－① 「国立大学法人鳴門教育大学学則」（抜粋）

第 57 条 大学院学校教育研究科の修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、併せて教科・領域等における専門性及び優れた教育実践を展開できる能力を培うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

2 大学院学校教育研究科の専門職学位課程は、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培うとともに、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力により学校や地域で指導力を発揮し、優れた教育実践を展開できる力量を養うことを目的とする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則）

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00027700/101.pdf

専門職大学院について、学校教育法第 99 条第 2 項は、「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととするものは、専門職大学院とする」と規定している。これらを照合すれば、学則第 57 条第 2 項に定めた目的は学校教育法第 99 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項等に規定された大学院の目的に合致している。

また、本学教職大学院の理念・目的は、「履修の手引（専門職学位課程）」（別添資料 1－1－①）及び大学のウェブページで公開している「創設の趣旨・目的」（貼付資料 1－1－②）のとおり、目的を示している。

資料 1－1－② 「創設の趣旨・目的」

The screenshot shows the official website of Naruto University of Education. At the top is the university's logo and name. Below it is a photograph of the university's building and grounds. A navigation bar includes links like 'TOP', '大学案内' (University Information), '本学が目指すもの', and '創設の趣旨・目的'. The main content area is titled '創設の趣旨・目的' (Founding Purpose) and contains several paragraphs of text describing the university's mission and educational philosophy.

教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められている。

本学は、このような社会的要請に基づき、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和56年10月1日に創設された新しい構想の国立大学であり、以後社会の要請に応えるべく教育研究の充実に取り組んできた。

平成20年度から、今日の学校と教員を巡る状況を踏まえ、養成すべき教員像を明確にし、専門性と実践力を備えた力量のある教員を養成することとし、新たに専門職学位課程（高度学校教育実践専攻）を教職大学院として設置した。

大学院学校教育研究科「修士課程」において、教科・領域等における専門性を培い、優れた教育実践を展開できる力を、「専門職学位課程」では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を培い、学校や地域で指導力を発揮できる力を、それぞれ有する初等中等教育教員を養成することを目的としている。

また、「学校教育学部」においては、幼児・児童・生徒の成長と発達に関する総合的な理解にたち全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的としている。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/002.html>

《必要な資料・データ等》

別添資料 1－1－1 平成 28 年度入学者用履修の手引（専門職学位課程）P. 1～P. 3

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 本学の教職大学院の理念・目的は、学則第 57 条第 2 項及び「創設の趣旨・目的」に規定するとおり専門職大学院に関する諸法令の趣旨に合致している。
以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 1－2 レベル I

- 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

[基準に係る状況]

国立大学法人鳴門教育大学学則第 57 条第 1 項及び第 57 条第 2 項（前掲貼付資料 1－1－①）において、既設の修士課程の理念・目的と教職大学院の理念・目的を明確に区別している。このことは、ウェブページにも明記している（前掲貼付資料 1－1－②）。また、教職大学院において養成する人材像については、「履修の手引（専門職学位課程）」において、次のように示している（貼付資料 1－2－①）。

資料 1－2－① 「教職大学院において養成する人材像」

本専攻においては、一定の教職経験を有する現職教員を対象に「学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員」と学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した者を対象に「学校教育の多様な実践に求められる実践的対応力・展開力に優れた新人教員」を養成する。

リーダー教員については、教員の個々のキャリア発達に応じて、以下の力量を備えた教員を養成する。

- ① 学校教育活動について、学校全体をリードしたりマネジメントしたりできる指導的役割を担うリーダー（学校指導教員）の養成
- ② 学年や校務分掌、教科専門部などの教員組織や集団をチームとして協働できる中核的役割を担うミドルリーダー（中核教員）の養成
- ③ 学級経営や生徒指導、教科指導などの教育活動に同僚や後輩教員を率先して取り組むことのできる、先導的役割を担うニューリーダー（基幹教員）の養成

また、新人教員については、児童生徒理解、生徒指導、授業の構想・展開・省察、学級経営、協働等に関する資質能力を備え、意欲的に教職に取り組むことができる実践力を有する教員を養成する。

（出典 平成 28 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」P. 2～3）

本学教職大学院は、現職教員を対象とする「教職実践力高度化コース」と学卒生を対象とする「教員養成特別コース」の 2 コースで構成されている。2 コースは、上記の人材像をめざし、現在の多様な教育課題に対応し得る複合的・総合的な教職実践力の養成を目的にしている。（前掲別添資料 1－1－1）。

また、本学教職大学院では、「到達目標（3 領域 10 観点）」（貼付資料 1－2－③）を設定し、大学教員、学生、教育委員会、連携協力校等へ明示し、2 年間の教育及び学びのねらいと成果を共有している。

本学教職大学院の特色については、「履修の手引（専門職学位課程）」において、次のように 4 項目の教育内容、指導体制を示している（貼付資料 1－2－②）。

資料 1－2－② 「教育内容、指導体制の特色」

- ① 現職教員、学卒学生、それぞれのキャリアに応じたきめ細かい教育
- ② 学校の教育活動や学校経営等の改善に連動した教育展開
- ③ 実務家教員と研究者教員による協働指導体制
- ④ 大学院学生の学修成果に関する総括的評価

（出典 平成 28 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」P. 3）

資料 1－2－③「教職大学院における到達目標」

教育実践力	カリキュラム開発力 教育課程の主たる内容である①教育目標、②指導の重点、③学年別・科目および特別活動の時間配当、④学習指導や生徒指導およびキャリア教育指導等の根本となる理論や実践的技能を習得します。
自己教育力	授業実践力 幼稚園、小中高等学校（中高一貫校を含む）、特別支援学校における、各教科やそれらに属する科目、道徳、特別活動および総合的な学習の時間について、指導実践の方法や評価などの在り方にかかわる根本となる理論や実践的技能を習得します。
教職協働力	生徒指導力 不登校やいじめ、非行などの問題行動に対する理解や指導方法、問題行動への未然対応としての予防・開発的指導法の在り方や発達障害に係る普通学級での交流指導など、児童生徒の学校適応や社会適応への支援・指導の方法や指導・支援体制などの根本となる理論や実践的技能を習得します。
自己教育力	学級経営力 学級開きから学年のまとめまで、学級の成長や学級集団の成熟過程における子ども理解や学級指導・ホームルーム指導、および指導要録や通知表の作成などの担任のルーチンワークなどの在り方にかかわる理論や実践的技能を習得します。
教職協働力	経験から学ぶ力 教師として直面するさまざまな経験を省察し、学校教育に係るさまざまな活動が有する意味や意義を探求し、教職の責任感や使命感、ならびに実践経験を知識化、理論化することができる力を高めます。
教職協働力	未来に向けて学ぶ力 教師としての自己の課題や学校の中での役割を自覚的にとらえ、自分が目指すべき教師の在り方（教師としてのキャリアビジョン）を把握して、自己の成長目標を設定し、それに向けて学ぶ力を高めます。
教職協働力	コミュニケーション力 教職にかかわる主な対人関係である児童生徒、保護者、地域住民、同僚の教職員、他の教職員、行政職員などに対して、指導助言や解説・説明を可能にする知識やスキルにもとづく力を養います。また、相手の意図や思い・気持ちなどにも意識しながらの言語的・非言語的相互対話を可能にする知識やスキルにもとづく力を養います。対人対話とともに内省・省察する自己内対話の力も養います。
教職協働力	コーディネート力 教師にかかわって対人関係や日程調整などの人的時間的環境調整だけでなく、教科や生徒指導、校務分掌などの職務内容に関して各教育活動分野で体系化したり、分野間を連携させたりする内容的、実務的調整を可能にする知識やスキルにもとづく力を養います。
教職協働力	リーダーシップ／フォローワーシップ 同僚との協働、後輩教員への指導、リーダーとしての学校教育の組織化などを実現するために、学校教育に関わる人々へ積極的に関わり、働きかけることのできる力を養います。また、先輩教員等との関係づくりや関係調整力等、先輩教員等と協力しつつ課題解決をはかる力など、フォロワーとして効果的に振る舞える力を養います。
教職協働力	マネジメント力 教育目標にもとづく学校全体の教育活動、学年や校務分掌などの教育部門、学級集団や児童会・生徒会や部活動など、人的・物的な環境や制度などの組織的統括とRPDCAにもとづく活動推進を可能にする知識とスキルにもとづく力を養います。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/schools/02/004008.html>

《必要な資料・データ等》

別添資料 1－2－1 鳴門教育大学大学院ガイドブック 2017 (P. 54～P. 57)

前掲別添資料 1－1－1 平成 28 年度入学者用履修の手引（専門職学位課程） (P. 5)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 本学教職大学院の理念・目的は、「創設の趣旨・目的」により修士課程と区分している。また、各コースにおける人材養成及び修得すべき能力等を明確に設定している。
- 2) 本学教職大学院では、2年間の学びによる「到達目標」を設定し、大学教員、学生、教育委員会等と共有している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

無し

基準領域2 学生の受入れ

1 基準ごとの分析

基準2-1 レベルI

- 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。

[基準に係る状況]

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関しては、専門職学位課程と修士課程を区分し、次のとおり明文化され、学生募集要項にて紙媒体並びにウェブページ上で公表している（貼付資料2-1-①）。

また、大学院ガイドブックとともに学生募集要項を都道府県教育委員会及び徳島県内市町村教育委員会や国公立大学、徳島県内公立学校に配付し、広報している。

資料2-1-① 「平成29年度学生募集要項 アドミッション・ポリシー」

学校教育研究科修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する諸科学の総合的、専門的研究をとおして、その理論と方法の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者となりうる能力を養い、初等中等教育教員としての高度の資質と力量の涵養を図ることを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 教育に関する専門的知識を探求し、初等中等教育教員として実践力をもつ者
② 教育に関する専門的知識を探求し、実践力をもった初等中等教育教員になることを志向する者を基本に選抜します。

学校教育研究科専門職学位課程（教職大学院）においては、高度専門職業人として有すべき資質能力（教育実践力、自己教育力及び教職協働力）を備え、幅広い教育課題の解決に貢献できる教員を養成することを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員となることを志向し、高度な実践力を修得しようとする者
② 学部段階で培われた資質能力の上に、教職に意欲的に取り組む態度、幅広い実践力を修得し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を志向する者を基本に選抜します。

（出典 平成29年度「学生募集要項」前付）

《必要な資料・データ等》

無し

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) アドミッション・ポリシーの明文化、教育委員会等への学生募集要項及び大学院ガイドブックの配付及びウェブページでの広報により、本学教職大学院の目的等の周知を徹底している。
以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準2-2 レベルI

- 入学者受入方針に基づき、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れが実施されていること。

[基準に係る状況]

入学者選抜方法について、「教職実践力高度化コース」では、出願書類のうち実践研究希望調書や教育実践の記録をもとに、教育実践に関する問題意識や内容等について試問する口述試験を採用し、「教員養成特別コース」では、志望動機及び実践研究課題内容等についての口述試験に加えて教職に関する設問及び小論文による筆記試験を課すことにより、公平性と平等性を確保している（別添資料 2-2-1 P.8, P.10 P.11）。

また、出願要件について、「教職実践力高度化コース」では、現職教員であり 3 年以上の教職経験を有する者としている。「教員養成特別コース」では、従来の小学校教諭一種免許状を有する者（取得見込みの者を含む。）に加えて、平成 23 年度入学者選抜から新たに小学校教諭二種免許状を有する者（取得見込みの者を含む。）であって幼稚園教諭、中学校教諭、養護教諭のいずれかの一種免許状を有する者（取得見込みの者を含む。），さらに、平成 25 年度入学者から新たに中学校教諭一種免許状を有する者（取得見込みの者を含む。）を対象とした。平成 28 年度入学者からは、小学校教員養成長期プログラムを申請する者も募り、開放性を確保している（前掲別添資料 2-2-1 P.6）。

入学者の選抜は、大学院入試委員会の議を経て試験実施本部を設置し、試験監督員、試験実施担当者に対し事前の説明会を開催し、実施方法を周知徹底した上で、出願時の提出書類の審査、筆記試験、口述試験を厳格に実施することにより、各コース、各履修形態等の選択に適った学習履歴や実務経験等を的確に判断している。合否判定については、専攻会議にて予め定められた予備判定のための審査基準及び採点基準、大学院で定める審査基準に基づき行うこととしている（別添資料 2-2-2）。

これらの入学者選抜試験に関する出願要件、方法、配点、面接内容や筆記試験問題などについては、学生募集要項に明示し学内外での入試説明会等にて公表・公開している。

《必要な資料・データ等》

別添資料 2-2-1 平成 29 年度鳴門教育大学大学院学校教育研究科学生募集要項（一般選抜）(P.8, P.10 , P.11, P.6)

別添資料 2-2-2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科入学試験委員会規程

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教職大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、入学者選抜試験に関する出願要件、試験方法、配点、筆記試験や口述試験の概要等については、学生募集要項に明示している。また、入学者選抜試験実施要項に基づき、整った組織体制のもとで審査基準や入学者選抜方法を明確に定め、公平性、平等性を確保している。
- 2) 出願要件については、「教員養成特別コース」において、小学校教諭二種免許状を有する者（取得見込みの者を含む。）であって幼稚園教諭、養護教諭のいずれかの一種免許状を有する者（取得見込みの者を含む。）及び中学校教諭一種免許状を有する者（取得見込みの者を含む。）も対象としている。また、小学校教員養成長期プログラムを申請する者を募る等、開放性を確保している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 2-3 レベル 1

- 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

[基準に係る状況]

教職大学院の入学定員 50 名に対して、入学者は、平成 23 年度が 40 名、平成 24 年度が 38 名であった。そして、新しいカリキュラムを編成した平成 25 年度は 43 名であり、平成 26 年度 38 名、平成 27 年度 59 名、平成 28 年度 52 名、平成 29 年度が 45 名となった。地道な努力が実を結び、平成 27 年度、平成 28 年度は定員を充足した。しかし、平成 29 年度は定員を充足することができなかった（基礎データ 1－現況票）。

カリキュラム改善の背景としては、学校現場のニーズや現職教員学生の課題は多様であるという現状認識と、四国四県の各県教育委員会より、若年教員層をも視野に入れた幅広い教職キャリアの課題に対応できるカリキュラム編成が求められたことが挙げられる。

定員充足に向けての対応として、現職教員学生を対象とする教職実践力高度化コースでは、①都道府県教育委員会、②市町村教育委員会、③徳島県内の校長会及び小中学校の教員が一堂に会する徳島県各都市の教育会総会や研修総会への計画的訪問を実施するとともに、四国四県の教育委員会後援による授業公開や学修成果発表会を開催することによって、広く教育行政機関や学校現場に対して教職大学院のカリキュラムや実習の成果などを周知している。また、学部卒学生を対象とする教員養成特別コースでは、在学生と修了生の出身大学及び新たに開拓した他大学へも計画的に訪問する等、大学間の関係維持に努めている。両コースともコース独自の広報パンフレットを作成して学生募集要項及び大学院ガイドブックに追加して配付し、広報活動に努めている（別添資料 2－3－1）・（別添資料 2－3－2）。

《必要な資料・データ等》

基礎データ 1－現況票

別添資料 2－3－1 教職実践力高度化コース：広報パンフレット鳴門教育大学教職大学院に学ぶ C A S E 8

別添資料 2－3－2 教員養成特別コース：広報パンフレット

(基準の達成状況についての自己評価：B)

1) 平成 27 年度、平成 28 年度と入学者数が定員に達した。これは、これまで行ってきた授業公開や学修成果発表会等の実際の教育活動に関する情報発信による広報活動の効果が着実に現れたものと考えられる。

また、積極的に学外に向けての広報活動を計画し、教育委員会や校長会、教育総会、研修総会及び学校現場や他大学へ訪問し、教職大学院の目指す人材養成やカリキュラムの特徴について対面による説明等を実施したことにより、本学教職大学院への理解と信頼を得ることができていた。

しかし、平成 29 年度には、平成 27 年度と平成 28 年度と同様に、教職員による広報活動や説明に尽力してきたが、入学者数が定員に達しなかった。その大きな要因の 1 つは、近年、ほとんどの都道府県の教育学部に、教職大学院が設置されたことが挙げられる。これにより、教員養成特別コースについては、地元の教職大学院と併願して受験している者が、地元の教職大学院に合格すると、その大学の入学手続きを行う一方、本学教職大学院への入学を辞退した者が想定以上に多かった。

教職実践力高度化コースについても、ほとんどの都道府県の教育学部に、教職大学院が設置されたことにより、各都道府県からの派遣数が減少傾向にある。

よって、これまでの広報活動を続けるとともに、各都道府県、徳島県に派遣したいと思わせるカリキュラム、教育内容を整備すること、及び教員養成特別コースにおいて、入学辞退者が多数発生することを見込んだ合格判定を行うことが、入学定員の確保に向けての今後の課題なように思われる。

以上より、結果は不十分ながらも、過程において相応の広報の取り組みが行われていることから、本基準を達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

学生の受け入れに係る取組として以下の 2 点を挙げる。

第 1 点は、「広報活動の三層構造」が挙げられる。①都道府県の各教育委員会には大学執行部、②市町の教育委員会にはコラボレーションオフィス、③校長会・教育総会・研修総会及び各大学には各教員が広報活動を実施するという三層構造である。それぞれが入学者受け入れ方針に基づき、本学の特色である教育に係る高度専門職業人育成のための総合的な質保証システム（カリキュラムの体系化、到達目標とカリキュラムマップ、学生の自己評価等）や、「学び続ける教員」として、在学中、修了後にわたって学びを継続する意欲を持ち続けるための仕組みを各大学や各教育委員会の関係者、学校現場の管理職や教員が展望できるように、具体的な説明に努めた。

第 2 点は、教員養成特別コースの出願要件について、①小学校教諭一種免許状取得者（取得見込みの者を含む）、②中学校教諭一種免許状を有する者（取得見込みの者を含む。）、③小学校教諭二種免許を有する者（取得見込みの者を含む。）で幼稚園教諭、養護教諭のいずれかの一種免許を有する者（取得見込みの者を含む。）、④小学校教員養成長期プログラムを申請する者と、幅広く人材を求めたことである。

基準領域 3 教育の課程と方法

1 基準ごとの分析

基準 3-1 レベル I

- 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院におけるカリキュラムの特色は、現職教員学生の現任校ならびに学部卒学生の連携協力校での実習科目を基軸に共通科目・専門科目を系統化して構成していることである(別添資料 1-1-1, 3-1-1)。幅広い教育実践力を養うとともに、さらに学び続ける教師の育成と多様な教職ニーズに応じた教師教育の具現化を目指し、一部カリキュラムを改訂した。

以下に、カリキュラムの編成についての基本方針を示す。

- (1) 知識・技能を不斷に刷新するという学び続ける教員の育成を目指し、学校教育に係る実践と理論の融合化(OJT と高度専門教育の補完)を充実させる。
 - ・共通科目・第 5 領域「学校教育と教員のあり方」と実習科目を基軸にして、共通科目の 4 領域で習得した知識や理論を活用する演習科目的設定
 - ・共通科目・専門科目から実習科目への体系化
- (2) 教職大学院で育成すべき幅広い人材像を踏まえ、新人教員からリーダー教員に求められる教職実践力を高めるために、科目構成を広げ、多様なニーズに対応させる。
 - ・共通科目や専門科目の単位見直しと新たな科目群の設定
- (3) 現職教員学生と学部卒学生、キャリアの異なる学生がそれぞれに探究力を持って自主的に協働して学び続ける(クロス・キャリア・ラーニング)ために、2 年間の系統立った科目を設定している。
 - ・共通科目に現職教員学生と学部卒学生の合同授業の設定

以上の基本方針を受け、共通科目には、①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営、学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域、の 5 領域とした。①～④の領域において、学校教育に関わる今日的課題に対応し得る実践的・体系的な知識や理論と技能を習得すべき 3 科目を 1 単位ずつで配置している。専門科目は、高度専門職業人としての教員が有すべき力である教職実践力を高めるため、教職に関する学生のニーズに応じて幅広く履修できるように、4 つの科目群「協働力科目群」「教育実践力科目群」「教科・領域専門力科目群」「総合実践力科目群」を編成している。特に、理論的教育と実践的教育の融合をカリキュラム上に具現化するため、実習科目を基軸にした共通科目と専門科目的系統化・体系化を行っている。実習科目は、これまで同様に共通科目、専門科目で学習した教職に関する専門的知識並びに関連したスキル・方法論等を踏まえて、「実践において活用し評価する学習(理論の実践化)」、「実践の意味付けや有効性を解釈・分析する学習(実践の理論化・概念化)」として位置付けている。つまり、実習は、理論知を実践の場で活用可能な実践知へと変換する資質能力と、実践と理論的知識等を踏まえて分析・解釈することのできる資質能力を獲得させることを主たる目的としている。

その目的に到達するために、実習科目に関しては、より効果的なものとすべく共通科目・専門科目からの実習科目への体系化、実習科目間の有機的関連付けを図っている。具体的には、①連携協力地域(板野郡 5 町)において、現職教員院生が自身の所属する学校種とは異なる校種を実習校として、教育の今日的課題に関する実地調査

を目的としたフィールドワークに取り組む「地域プロジェクトフィールドワーク」の実施、②第 5 領域共通科目「チーム総合演習」において、第 1 領域～第 4 領域で扱う、学校教育に関わる今日的課題に対応し得る実践的・体系的な知識や理論と技能を活用して課題に取り組むような体系付け、③「実践の意味付けや有効性を解釈・分析する学習（実践の理論化）」をねらいにして、1 年次生では第 5 領域共通科目的「授業づくりのチーム演習」と「基礎インターンシップ」、2 年次生では「学校課題演習Ⅱ」と「学校課題フィールドワーク」及び「教職基礎力開発演習Ⅱ」と「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」を連関・連動させて展開できるように構成している。

教職大学院における「到達目標」においては、今日の“正解なき”多様な教育課題に対応していくため、学校教育に関する幅広い専門的知識や技能に基づいた主体的・組織的・循環的な課題対応力を教職実践力として、その養成を目指す。教職実践力は、①教育実践力、②自己教育力、③教職協働力の 3 つの力から成っている。これら 3 つの力には、それぞれを具現化する要素が設定されている。「教育実践力」には、「カリキュラム開発力」「授業実践力」「生徒指導力」「学級経営力」の 4 つの力である。「自己教育力」には、「省察力：経験から学ぶ力」「未来に向けて学ぶ力」の 2 つである。「教職協働力」には、「コミュニケーション力」「コーディネート力」「リーダーシップ/フォロワーシップ」「マネジメント力」の 4 つである。これらの力を 3 観点 10 領域の到達目標にして教育課程に反映させている（前掲貼付資料 1-2-③）。授業科目における到達目標はシラバス上に明記するとともに、到達目標と授業科目の関係をマトリックス表に整理して明示した「カリキュラムマップ」をライブキャンパス上に掲載・公表している（貼付資料 3-1-①）。

資料 3-1-① 「カリキュラムマップ」

		到達目標										実習科目																			
領域	観点	第Ⅰ領域					第Ⅱ領域					第Ⅲ領域					第Ⅳ領域					第Ⅴ領域					実習科目				
		教育実践力	自己教育力	教職協働力	カリキュラムマップ	授業科目	教育実践力	自己教育力	教職協働力	カリキュラムマップ	授業科目	教育実践力	自己教育力	教職協働力	カリキュラムマップ	授業科目	教育実践力	自己教育力	教職協働力	カリキュラムマップ	授業科目	教育実践力	自己教育力	教職協働力	カリキュラムマップ	授業科目	教育実践力	自己教育力	教職協働力	カリキュラムマップ	授業科目
教育実践力	カリキュラム開発力	学校の教育課程の編成に関する専門的知識と技能を活用できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	△		
	授業実践力	教科や選択、特別活動などの授業実践に関する専門的知識と技能を活用できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	生徒指導力	生徒指導・教育相談等に関する専門的知識と技能を活用できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○		
	学級経営力	学級運営に関する専門的知識と技能を活用できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△	○
自己教育力	経験から学ぶ力	実践経験の反省にもよづき、自分の実践の意味や課題を明らかにすることができる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	未来に向けて学ぶ力	教員としてのあべきをやめざず教員としての課題に向かって、学びを進めることができる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教職協働力	コミュニケーション力	学校教育に携わる様々な人たちとの対人対話や個人交流に必要な専門的知識と技能を活用できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	コーディネート力	学校教育活動に係る人、時間、場所、内容などの調整に必要な専門的知識と技能を活用できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	リーダーシップ/プロフェッショナルシップ	学校教育に携わる様々な団体や組織との連携強化に向けて、組織的効果を発揮していくチームワークに必要な専門的知識と技能を活用できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
	マネジメント力	学校教育に携わる様々な教育活動において、組織運営や組織改善の推進必要な専門的知識と技能を活用できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△	○

* △：△：実習の実習課題
※ 第Ⅰ領域…教育課程の編成・実施に関する領域、第Ⅱ領域…学科等の実践的な指導法に関する領域、第Ⅲ領域…生徒指導、教育相談に関する領域、
第Ⅳ領域…学級経営、学校経営に関する領域、第Ⅴ領域…学校教育と教員の在り方に関する領域

(出典 教務企画課資料)

教育課程の編成については、教育委員会関係者等の意見を反映させ、不斷に改善していくことを目的として「外部評価委員会」を設置している（貼付資料 3-1-②）。授業評価等の結果、公開授業や学修成果発表会の参観をもとに、授業内容や授業方法等に関する教育課程の改善点について、委員からの意見を聴取するとともに、次年度に向け、改善状況を評価することを目的としている。

資料 3－1－② 「教職大学院外部評価委員会」

(外部評価委員会)

第3条 外部評価委員会は、実践専攻に係る教育課程及び教育方法等の評価並びに改善等を行う。

2 外部評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 徳島県教育委員会及び都道府県教育委員会の関係者
- (6) 学長が必要と認めた者

3 前項第5号及び第6号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 外部評価委員会に委員長を置き、委員長は実践専攻専攻長をもって充てる。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程)

《必要な資料・データ等》

前掲別添資料 1－1－1 履修の手引 (P.11～P.16)

別添資料 3－1－1 時間割表

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教職大学院の2つの目的・機能である「スクールリーダーの養成」及び「新しい学校作りの有力な一員となりうる新人教員の養成」を果たすのにふさわしい教育課程を編成している。
- 2) 共通に開設すべき授業科目の5つの領域について、各々適切な科目が開設され、習得型と活用型の科目を有機的に関連させて履修されるように編成している。
- 3) 共通科目を土台に、学生のニーズに応じた幅広い専門科目が履修でき、広い視野と確かな専門性を持ち、高度専門職業人としての教員が有すべき力である教職実践力を高める人材育成が行われている。
- 4) 教育課程は、教職大学院の制度並びに目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合化を目指した体系的編成となっている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3－2 レベル I

- 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

[基準に係る状況]

授業内容については、先述したように共通科目では5領域の枠組みを踏襲しながら、学校教育や教職に関わる内容に関する知識や理論、技法の原理原則について習得する内容の授業と、それらを活用し、現場が直面している問題や諸課題について、その具体的な解決策・対応策を個人及び集団で考案する内容の授業となっている。(別添資料 3－2－1)

専門科目においては、教育課題に関わる幅広い内容を取り扱いながら学習を深化させる「教育実践力科目群」「教科・領域専門力科目群」、理論知や実践知・経験知の活用に関わる内容を扱う「協働力科目群」、それらの

知見を包括的・総合的に活用しながら、さらに探究する内容を取り扱う「総合実践力科目群」として、授業内容の性質を活かす編成をしている。

実習科目は、これまでと同様に共通科目、専門科目で学習した教職に関する専門的知識並びに関連したスキル・方法論等を踏まえ、「実践において活用し評価する学習（理論の実践化）」「実践の意味付けや有効性を解釈・分析する学習（実践の理論化・概念化）」として位置付けている。

以下、科目区分ごとに内容及び履修方法等について詳述する。

資料 3－2－①「共通科目一覧」

教職実践力高度化コース 1 共通科目		教員養成特別コース 1 共通科目					
領 域	授 業 科 目	単位 数 必修 選択	履 修 方 法	領 域	授 業 科 目	単位 数 必修 選択	履 修 方 法
教育課程の編成・実施に関する領域 〔第1領域〕	カリキュラムマネジメントの理論と実践 教科カリキュラムの構成と理論 校種間接カリキュラム構築の理論と実践	1 1 1	必修科目 16 単位 及び第1領域～第4領域の選択科目から 2 科目 2 単位を選択し、合わせて 18 単位を履修すること。	〔第1領域〕	カリキュラムマネジメントの理論と実践 教科カリキュラムの構成と理論 学習指導要領と教育課程	1 1 2	左記 18 単位全て履修すること。
教科等の実践的な指導方法に関する領域 〔第2領域〕	授業の理論と実践 教育評価の理論と実践 支援を要する子どもの理解と指導	1 1 1	授業の理論と実践 教育評価の理論と実践 教科等指導の事例研究		1 1 2		
生徒指導、教育相談に関する領域 〔第3領域〕	生徒指導の理論と実践 教育相談の理論と実践 進路指導・キャリア教育の理論と実践	1 1 1	生徒指導の理論と実践 教育相談の理論と実践 小中学校の生徒指導とキャリア教育		1 1 2		
学級経営、学校経営に関する領域 〔第4領域〕	学級経営の理論と実践 学校組織マネジメントの理論と実践 学校の危機管理の実践と課題	1 1 1	学級経営の理論と実践 学校組織マネジメントの理論と実践 学級経営の実践方法論		1 1 2		
学校教育と教員の在り方に関する領域 〔第5領域〕	チーム総合演習 授業づくりのチーム演習 同僚との構築とリーダーシップ ワークショップ型研修の技法	4 2 1 1	授業づくりのチーム演習		2		

(出典 平成 28 年度入学者用「履修の手引（専門職学課程）」P. 12, 14)

【共通科目】：①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営、学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域、の 5 領域とした。①～④の領域において、学校教育に関わる今日的課題に対応し得る実践的・体系的な知識や理論と技能を習得すべき 3 科目を 1 単位ずつで配置している。⑤の領域では、4 領域で学んだ内容を活用できる力へと高めることを目指し、課題解決学習（Project Based Learning;PBL）、小集団学習（Small Group Discussion;SGD）を取り入れている。校種や経験年数が異なる現職教員学生に学部卒学生も加わったクロス・キャリアチームを組み、設定された課題解決に取り組む演習科目（授業づくりのチーム演習）がある。また、学生のニーズに応じた解釈の広がりや省察の深化、キャリアパスをヴィジョン化する力へと高めることを目指し、実習科目と関連を持たせ、実習を通して得た学びについて、SGD を使って取り組む演習科目（チーム総合演習、授業づくりのチーム演習）がある（貼付資料 3－2－①）。

「教職実践力高度化コース」院生は共通科目 5 領域から選択科目を含め 18 単位以上、「教員養成特別コース」の院生は、18 単位を履修することとしている。

【専門科目】：高度専門職業人としての教員が有すべき力である教職実践力を高めるため、教職に関する学生のニーズに応じて幅広く履修できるように、4 つの科目群により編成されている。「協働力科目群」は、マネジメント力やコーディネート力、コミュニケーション力などの教職に関わる協働力を育成するための専門的知識や理論と技法の習得に関わる科目を配置している。「教育実践力科目群」は、教科・学習指導、カリキュラム、生徒指導・教育相談、学級経営等の領域に関する専門的かつ実践的内容を中心とした、主に専門的実践力を育成する

ための幅広い専門的知識や技能の習得に関わる科目を配置している。教科・領域専門力科目群は、専門教科内容及び専門領域に関する理論的、実践的内容についての教科・領域の専門力を育成するための専門的知識や理論とスキルの習得に関わる科目を配置している。「総合実践力科目群」は、実習に係る実践的内容に対応する理論やスキルを統合させる応用・発展的内容を主にした、教職としての指導力や専門力、教科専門力を総合した実践力を育成するための専門的知識や技能の習得に関わる科目を配置している。

「教職実践力高度化コース」は、「総合実践力科目群」から3科目8単位を必修とし、かつ、「協働力科目群」「教育実践力科目群」「教科・領域専門力科目群」から10単位以上を選択して、合わせて18単位以上を履修することとしている。「教員養成特別コース」は、「教育実践力科目群」から2科目4単位、「総合実践力科目群」から2科目6単位を必修とし、かつ、「協働力科目群」「教育実践力科目群」「教科・領域専門力科目群」から6単位以上を選択し、合わせて16単位以上を履修することとしている（貼付資料3-2-②）。

【実習科目】：「教職実践力高度化コース」では、「学校課題フィールドワーク」（8単位）、「地域プロジェクトフィールドワーク」（2単位）の2科目計10単位である。

学校課題フィールドワークは、継続性のあるテーマに基づき取り組む実習である。1年次に現職教員学生が勤務校のアセスメントに取り組む「学校アセスメント演習」を2年次からの実習に連結させている。基本とする実習内容は、「学校課題フィールドワーク」では、実習校の課題解決の方策について実習校と協議しながら、その具体的な実践を進め、成果と課題をもとに、課題解決の方策をさらに精緻化し、その実践と評価を行う。実習を通して、学校が直面する具体的な課題に関する「分析・方策の立案・実践と評価」という一連のプロセス(R=P-D-C-A=P)を実地に体験し、現職教員学生のキャリア及び課題解決のための必要性に応じて、個人の力量の向上を目指すとともに、他の教職員との連携協働・関係他機関との連携・学校組織の運営等に関与することによって、課題解決のために必要なコミュニケーション力、コーディネート力やマネジメント力の向上を目指している。

資料 3-2-② 「専門科目一覧」

(教職実践力高度化コース)

(教員養成特別コース)

2 専門科目						
科 目 群	授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法	単 位 数	
		必 修	選 抹		必 修	選 抹
協 儀 力	教職員の協働と組織のマネジメント	1		必修科目 8 単位及び協働力科目群、教育実践力科目群、教科・領域専門力科目群から 10 単位以上を選択し、合わせて 18 単位以上を履修すること。	1	必修科目 10 単位及び協働力科目群、教育実践力科目群、教科・領域専門力科目群、総合実践力科目群から 6 単位以上を選択し、合わせて 16 単位以上を履修すること。
	校内研修の計画と運営 エンカウンターグループ演習					
教 育 実 践 力	総合的な学習の時間のカリキュラム開発 教材教具の開発演習 学校教育における ICT 活用と情報デザイン 学習者の心理と授業 学校防災教育の開発 生徒指導・教育相談における関係機関との連携 教育相談の技法と実践 生徒指導実践事例研究 教育行政と学校経営の実務 子ども理解に基づく学級経営の実践と課題 人権教育・道徳教育の実践と課題 家庭・地域・学校の連携構築	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		総合的な学習の時間のカリキュラム開発 教材教具の開発演習 学校教育における ICT 活用と情報デザイン 学習者の心理と授業 学校防災教育の開発 生徒指導・教育相談における関係機関との連携 教育相談の技法と実践 生徒指導実践事例研究 教育行政と学校経営の実務 子ども理解に基づく学級経営の実践と課題 人権教育・道徳教育の実践と課題 家庭・地域・学校の連携構築	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	必修科目 10 単位及び協働力科目群、教育実践力科目群、教科・領域専門力科目群、総合実践力科目群から 6 単位以上を選択し、合わせて 16 単位以上を履修すること。
教科・領域専門力	乳幼児から児童期の発達支援と課題 発達障害児への理解と対応 現代社会の諸課題と社会認識教育 社会系教科の授業研究 数学の専門性と教育 理科における専門性と教育	2 2 1 1 2 1		乳幼児から児童期の発達支援と課題 発達障害児への理解と対応 現代社会の諸課題と社会認識教育 社会系教科の授業研究 数学の専門性と教育 理科における専門性と教育	2 2 1 1 2 1	必修科目 10 単位及び協働力科目群、教育実践力科目群、教科・領域専門力科目群、総合実践力科目群から 6 単位以上を選択し、合わせて 16 単位以上を履修すること。
総 合 実 践 力	学校アセスメント演習 学校課題演習 I 学校課題演習 II	1 3 4		教職基礎力開発演習 I 教職基礎力開発演習 II 教育実践演習 I 教育実践演習 II	2 2 4	必修科目 10 単位及び協働力科目群、教育実践力科目群、教科・領域専門力科目群、総合実践力科目群から 6 単位以上を選択し、合わせて 16 単位以上を履修すること。

(出典 平成 28 年度入学者用「履修の手引 (専門職学位課程)」| P. 13, 15)

「地域プロジェクトフィールドワーク」は、共通科目の「チーム総合演習」と連動させ、事前に設定された課題について、連携協力校での参与観察と課題解決案の創出にプロジェクトチームで取り組む実習である。実習を通して学生には、①「チーム総合演習」で習得した課題解決案を探究し構築する力やキャリアを越えた仲間の知見を結集させて課題に取り組む協働力の実現化を目指す（教職協働力の活用）、②実習先となる地域や学校について、学校教育の背景となる地域社会や学校の教育活動の特徴などを理解する（自己教育力の活用）、③その地域や学校が求める教育課題について、解決案を構築し、実習の成果物として提案する（教育実践力の活用）ことがねらいであることを周知している。

「教員養成特別コース」では、1年次に本学附属小中学校で行う「基礎インターンシップ」（4単位）、2年次に鳴門市の連携協力校で行う「総合インターンシップⅠ」（4単位）、「総合インターンシップⅡ」（4単位）の4科目計12単位がある。それぞれの実習における主なねらいと内容は、「基礎インターンシップ」では、約5週間にわたって授業力、子ども理解力、学級経営力の育成を目指し、授業実践を中心にして取り組む。「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」では、おおむね5カ月間にわたり、自ら設定した課題に沿って、教科指導や学級指導等における実践的指導力の向上を目指し、メンター教員とのチーム・ティーチング（以下「T.T.」という。）で実習する。

資料 3-2-③ 「実習科目一覧」

<2年次生>

(教職実践力高度化コース・教員養成特別コース)

3 実習科目

所属するコース	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
教職実践力高度化コース	学校課題フィールドワーク I	4		
	地域プロジェクトフィールドワーク	2		
	学校課題フィールドワーク II	4		
教員養成特別コース	基礎インターンシップ I (子ども理解)	2		
	基礎インターンシップ II (授業実践)	2		
	総合インターンシップ I (学級理解と実践)	4		
	総合インターンシップ II (学校理解と実践)	4		

備考 講義及び演習の単位は、15 時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習及び実技の単位は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

ただし、教員養成特別コースにおける実習科目は、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(出典 平成 27 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」P. 14)

<1年次生>

(教職実践力高度化コース)

3 実習科目

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
学校課題フィールドワーク	8		左記 10 単位全て履修すること。
地域プロジェクトフィールドワーク		2	

備考 講義及び演習の単位は、15 時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習及び実技の単位は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(教員養成特別コース)

3 実習科目

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
基礎インターンシップ	4		左記 12 単位全て履修すること。
総合インターンシップ I		4	
総合インターンシップ II		4	

備考 講義及び演習の単位は、15 時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習及び実技の単位は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

ただし、教員養成特別コースにおける実習科目は、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(出典 平成 28 年度入学者用「履修の手引」（専門職学位課程）P. 14, 16)

授業形態に関しては、習得型の科目は基本的に単独教員による授業形態、活用型の科目は T.T. の授業形態で実施している。

授業方法に関して、共通科目では 5 領域のうち①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指

導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営、学校経営に関する領域の 4 領域は、習得型科目に、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域は活用型科目と位置付け、前者の 4 領域では講義形式を基本にしてケーススタディや小集団学習（Small Group Discussion; SGD）などの手法も取り入れ、多人数の受講生にも対応して学習効果をあげる工夫をしている。後者の第 5 領域では演習形式を基本にして、システム思考や課題解決学習（Project Based Learning; PBL）を取り入れ、授業科目のねらいを実現可能にする授業方法を導入している。専門科目では、理論と実践の融合を図るとともに実践性と専門性を深化させる観点から、ワークショップやケースカンファレンス、フィールドワーク、ロールプレイング、プレゼンテーションなど、授業内容と設定した到達目標に応じた授業方法の創意工夫がされている。特に教員と学生との双方向及び学生同士の主体的かつ協同的学習を展開させる授業方法が学生の学びに効果的であることが、授業評価や学生の週録などから読み取ることができる。これらは授業者の授業改善へと動機付ける要因となっている。

教育課程の編成の趣旨に沿って、1 年間の授業計画、授業内容・方法、単位認定の基準等をシラバスに明記の上、ウェブページに掲載するなど、学生が隨時閲覧可能な体制を整備している（別添資料 3-2-1）。

《必要な資料・データ等》

別添資料 3-2-1 シラバス

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 習得型と活用型の授業科目を設定することにより、理論と実践の融合を図るとともに確かな実践力を育成する構造化された教育方法が展開されている。
- 2) T.T. のメリットを最大限に生かせるように、活用型の授業では研究者教員と実務家教員、異なる専門分野の複数教員が協働する形態で教育指導が展開されている。
- 3) 教育課題の解決に取り組んでいくための条件や方法を探ったり、理論付けや意味付けをしたりと学びの拡充と深化をねらいに、事例研究、ワークショップ、フィールドワークなどの手法を有効に取り入れている。
- 4) 授業内容に対応した到達目標を達成するため、多人数が受講する科目においてはワークショップや小集団学習などの協同的学習による工夫をしたり、教員と学生との双方向及び学生同士の主体的学習を促進する授業改善に継続して取り組んだりしている。
- 5) 現職教員学生と学部卒学生、それぞれの校種や教職キャリアの違いを踏まえた授業内容・方法を取り入れ、かつそれらの違いを資源にディスカッションを通して学びを深める仕組みとなっている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-3 レベル I

- 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

以下の実習科目に関する記述については、平成 28 年度においては 2 年次生が旧カリキュラムで実施のため、旧カリキュラム実習科目について記述している。

[基準に係る状況]

教職大学院にふさわしい実習の設定については、現職教員学生対象の「教職実践力高度化コース」の実習と、学部卒学生を対象とした「教員養成特別コース」の実習が、各々の目的に合わせて異なる形態で設計されている。

「教職実践力高度化コース」は、1 年次に教育の今日的課題に関して、連携協力地域（板野郡 5 町）での異校種でフィールドワークに取り組む「地域プロジェクトフィールドワーク」と、1 年次の共通科目や専門科目などを

通じて習得した理論的実践的な知見を基盤にしつつ「学校アセスメント演習」を通して明らかにした現任校の課題解決及び院生自身の問題意識に 2 年次で取り組む「学校課題フィールドワーク I ・ II」となっている。実習の指導には、「実習の手引」を活用している（別添資料 3-3-1）。

「教員養成特別コース」では、1 年次に本学附属小中学校で主に子どもも理解や授業実践に取り組む「基礎インターンシップ」と、2 年次に鳴門市内の連携協力校（16 小学校、6 中学校）において「実践において活用し評価する学習（理論の実践化）」に取り組む「総合インターンシップ I ・ II」となっている。実習の指導には、「インターンシップの手引」を活用している（別添資料 3-3-2）。

現職教員学生の実習課題は、現任校が抱える課題解決を目的とする内容を含め今日の学校現場が抱える課題にも視野を広げた内容となっている。なお、学部卒学生の実習課題は、授業づくりや子どもも理解等、実践的な教育課題の理解とそれへの対応力の育成につながる内容のものが多い（貼付資料 3-3-①）。

また、現職教員学生の派遣元教育委員会や「地域プロジェクトフィールドワーク」の受入先である板野郡 5 町教育委員会、「総合インターンシップ I ・ II」の受入先である鳴門市教育委員会等との連絡・調整、そして実習校に対する実習に関わる教育研究上及び物的な支援・援助については、「教職大学院コラボレーションオフィス」が窓口となり連絡・調整する体制を整えている（貼付資料 3-3-②）。

資料 3－3－① 「これまでの主な実習テーマ」

【仲間づくり】

- ・豊かな人間関係を育む学級づくり
- ・仲間づくりを基盤とした学ぶ意欲の向上
- ・へきち中学校における仲間づくり
- ・教職員の協働による学級経営の改善

【授業づくり】

- ・子どもの主体的・自主的学習を促進する授業
- ・学び合いや協同的な学習による学力向上
- ・一斉授業における個に応じた指導の工夫
- ・コミュニケーション活動を導入した思考力・表現力の育成

【生徒指導】

- ・学校適応や不適応防止へのグループワーク
- ・生活指導におけるチーム支援システムの開発や改善
- ・自己肯定感を向上させる特別活動の実践
- ・高等学校生徒の進路意識形成プログラムの開発

【特別な支援】

- ・ユニバーサルデザインを活かした学習・生活環境づくり
- ・特別支援を要する児童生徒への通常学級での支援
- ・別室登校や不登校への包括的支援
- ・発達障がい児へのソーシャルスキル指導

【家庭・地域とのつながり】

- ・地域連携型の学校行事や生徒会活動の活性化
- ・地域に開かれた学校づくり
- ・学校と家庭・地域との信頼構築
- ・特別支援教育における外部関係機関との連携

【学校づくり】

- ・学校評価システムの開発や改善
- ・校内研修の開発やその組織的推進
- ・生徒・教師・保護者が一体となった学校づくり
- ・一貫した教育を実現する幼少・小中連携の構築

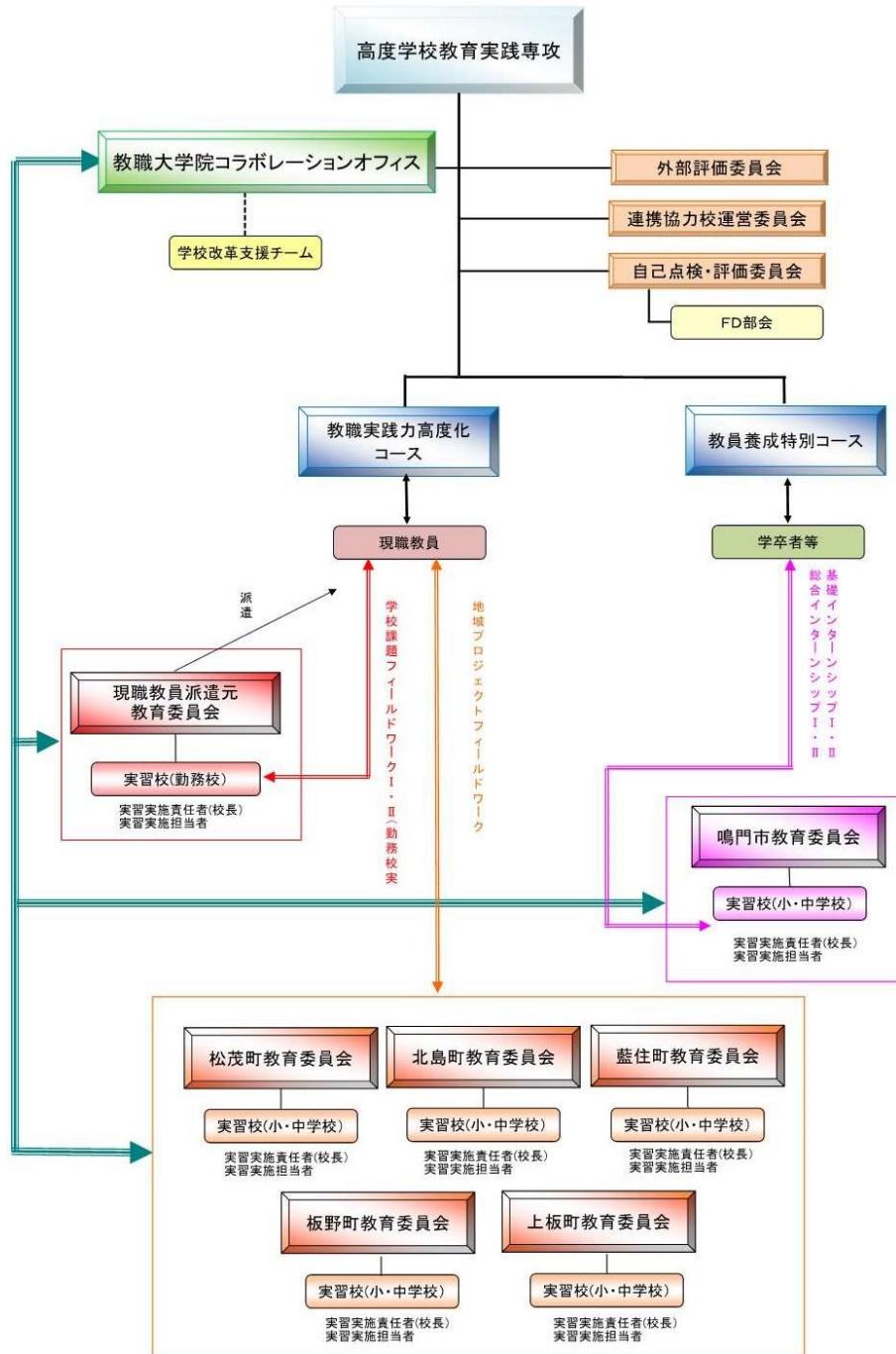
【カリキュラム開発】

- ・小学校外国語活動のカリキュラム開発
- ・幼児教育から小学校教育へ学びをつなぐスタートカリキュラムの開発
- ・キャリア教育を基盤とした生活科カリキュラム
- ・教師のカリキュラム・マネジメント力の育成

(出典 鳴門教育大学教職大学院パンフレット)

資料 3-3-② 「実習に関する連携図」

実習に関する連携図



(出典 教務企画課資料)

以下にそれぞれのコースに分けて実習内容を説明する。

【教職実践力高度化コース】

実習科目「学校課題フィールドワーク」は、現任校の教育課題に関して管理職及び同僚教員と共に分析して実習課題に落とし込み、その解決に学校全体で、あるいは学年部や教科部などの校務分掌で組織的に又は連携協働的で解決を図る一連の活動を行い、リーダー教員として必要な資質や力量形成を目指すものである。現職教員

学生の現任校との連携は、入学から修了までの 2 年間はもちろんのこと、出願から入学までの準備や修了以降にもわたって一連の継続した連携を図るように努めている。

現職教員学生は、入学時に現任校と協議の上で「実習課題希望届」を提出している。それを踏まえて、2名の実習担当教員のもと、「学校アセスメント演習」を通して現任校と協議を重ねていきながら、学校が抱える課題及び自身の問題意識を総合的に分析し、学校・学年・学級経営、教育課程、教科指導、生徒指導など様々な領域の実態を把握し、各課題の背後にある共通要因を明確にする。それらの課題解決に取り組むために、「学校課題フィールドワーク I・II」では、現任校の実習実施責任者(校長)・実習実施担当者 2 名と実習責任教員が協議して現職教員学生を学校組織内に位置付け、実習計画に基づく協働的取り組みを実践・評価するものとなっている。

実習科目における指導で留意していることは、専攻全教員の協働体制である。現職教員学生が設定する実習課題に対しては、学校教育における複数領域との関連を踏まえて組織的あるいは連携・協働的に取り組みを展開させていく必要がある。

現職教員学生の実習の内容・展開は次のとおりである。実習責任教員は、実習の事前・事中・事後に最低 6 回以上実習校(現任校)を訪問し、実習について理解と協力を得るよう努めている(貼付資料 3-3-③)。特に、現職教員学生の実習については、日常業務に埋没し、実践研究が疎かにならないよう取り決めを行い、現任校の管理職の了承を得ることにしている(貼付資料 3-3-④)。

まず、1 年次 9 月に「学校課題フィールドワーク実習構想」を作成し、実習責任教員が実習先を訪問し、実習構想に基づいて実習の目的や内容の説明を行い、実習実施責任者(校長)及び実習実施担当者等と協議する。そして、「学校アセスメント演習」を受講した後に、現任校のさらなる状況把握と課題の分析・整理を行い、3 月に「学校課題フィールドワーク実習計画」を作成し、実習責任教員が実習先を訪問し、実習の全体計画、「学校課題フィールドワーク」のスケジュールの確認等を行う。2 年次には引き続き現任校との相談・協議の下で策定した実習計画に沿って、実習実施責任者及び実習実施担当者等と話し合いながら実習課題に関わる課題解決の実践を展開していく。

実習期間中、現職教員学生は実践内容やその成果と課題、及び実践での気づきや疑問など、実習の様子を「実習週録」にまとめ、「教職大学院コラボレーションオフィス」並びに実習担当教員に提出する。その実習週録や適宜のメールや面会での相談等によって実習状況を理解した上で、実習担当教員は期間中に必要に応じて実習校に赴き、実地指導を行う。「学校課題フィールドワーク I」を終了した直後には、実習週録等をもとに実習の成果と課題を「学校課題フィールドワーク I 実習報告書」にまとめ、実習実施責任者、実習担当教員(主・副担 2 名)、「教職大学院コラボレーションオフィス」に報告・提出する。8月初旬には、中間発表会として1年次9月に作成した「学校課題フィールドワーク実習計画案」から実習前半の終了後に作成した「学校課題フィールドワーク I 実習報告書」までをもとに、実習の活動内容等をレジュメとともにプレゼンテーションを行う。また、9 月までには、「キャリア課題演習」を通してキャリアグループ及び実習担当教員と実習の成果と課題を踏まえて計画・内容等の見直しを行い、「学校課題フィールドワーク II 実習計画案」を作成する。それを持って、実習責任教員は実習生とともに実習先を訪問し、実習の計画及びスケジュール(「学校課題フィールドワーク II 実習スケジュール表」)の確認を行う。「学校課題フィールドワーク II」については、上記の実習期間中、終了後の手続き・手順をとっている(別添資料 3-3-3)。

2 年次の共通科目「教職キャリア開発演習」(旧カリキュラム科目 2 年次生対象)において、実習の取り組みや課題等の省察及び報告・検討を通して、現職教員学生はこれから教員としての使命や求められる役割や立場を踏まえながら、自身の教員としての可能性や課題をまとめていき、最終成果報告書の作成へとつなげていく。これら実習と連動させる科目を系統立て構造化することで、事前・事中・事後の指導の徹底と教育の質を担保し

ている（貼付資料 3－3－③）。

実習の評価に関しても、実習先（現任校）と綿密に連携する仕組みとなっており、最終評価については、実習先（現任校）及び教育委員会関係者を招き、実習科目を中心に 2 年間の学修を総合的に評価できるよう制度化している。具体的には、実習校となる現任校に対しては、入学時に「連携協力校承諾書」により実習協力を依頼し、協力確認を行っている。また、実習先（現任校）の校長に対しては、「学習評価判定委員会」の「評価協力者」として任命し、協力を得ている。

資料 3-3-③ 「学校課題フィールドワーク I・II に関する 2 年間の流れ」

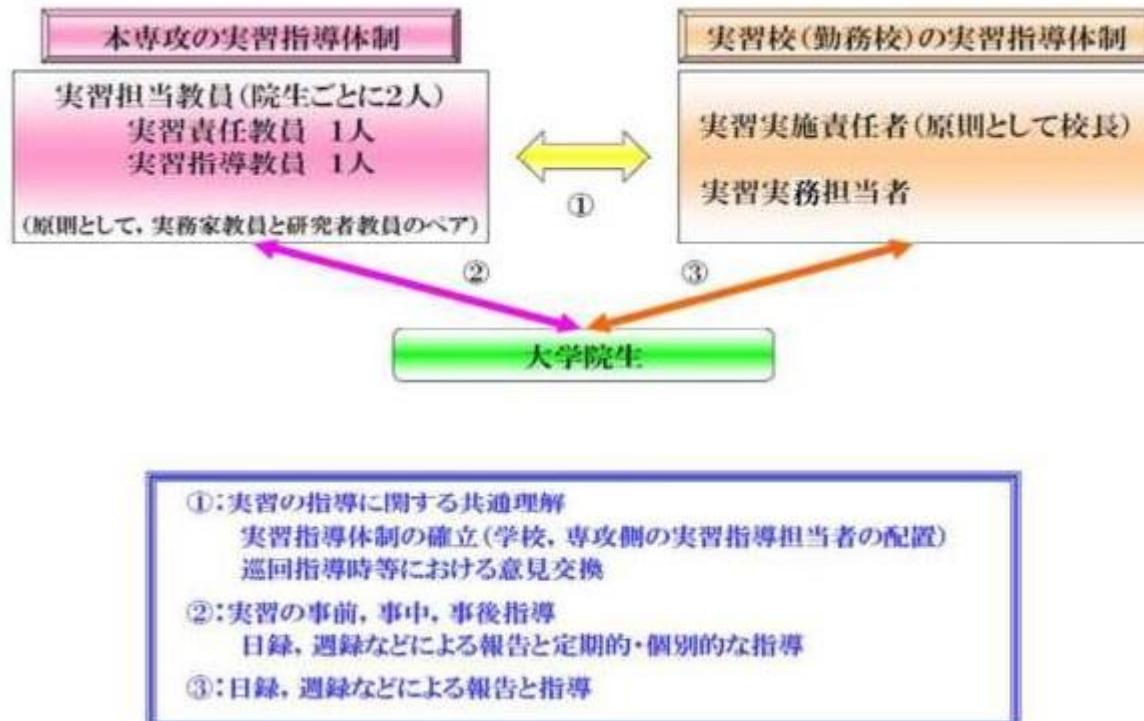
学校課題フィールドワーク I・II に関する 2 年間の流れ

年次	月	実習科目	運動する演習科目	主な事項	院生の実習校訪問	内 容
1 年 次	4月	地域 プロジェクト外 フィールドワーク	学校 アセスメント 演習 チーム総合 演習 I 教職総合力 開発演習 チーム総合 演習 II	学校アセスメント演習では、必要に応じて実習校と連絡を取りつつ情報を収集し、実習校の状況を整理・分析する。		
	5月			キャリアグループを決定する(様式I-1~①参照)。		
	6月			実習責任教員(実習主任教員)と実習指導教員(実習副担当教員)を決定する(様式I-1~②参照)。		
	7月			実習校における実習実務担当者を決定する。		
	8月			実習計画案 I の作成	実習計画案 I (様式I-2)を作成する。	
	9月			実習担当教員の学校訪問	大學生の実習担当教員が実習校を訪問し、実習の目的や内容について説明する。	
	10月			構想発表会	「学校アセスメント演習」では、実習校の状況の整理・分析をさらに進め、2 年次の実習につなげる。	
	11月			実習計画案 II の作成	構想発表会では、学校アセスメントの成果をもとに実習の計画について発表する。	
	12月			学校課題フィールドワーク I の実習 スケジュール表・出校簿の作成	実習計画案 II (様式I-3)を作成する。	
	1月			大学側担当教員の学校訪問	学校課題フィールドワーク I の実習スケジュール表(4~6月分)(様式I-5)・出校簿(様式I-7)を作成する。	
	2月				大学側担当教員が実習校を訪問し、実習の全体計画、学校課題フィールドワーク I のスケジュールの確認等を行う。	
2 年 次	3月					
	4月	学校課題 フィールドワーク I	キャリア課題 演習	実習週録の作成	「学校課題フィールドワーク I」として、実習期間(4月~6月)中に実習校で最低120時間の実習を行ふ。 ・実習期間中は実習週録(様式I-6)を作成する。 ・フィールドワーク終了後はすみやかに実習報告書(様式I-8)を作成する。	
	5月			実習担当教員の学校訪問(巡回指導)	実習担当教員が実習校を訪問し、学校課題フィールドワーク I の巡回指導(期間中、必要回数)を行う。	
	6月			実習報告書の作成	「キャリア課題演習」では、学校課題フィールドワーク I と連動し、関連する資料の分析、活動の検討、計画の修正、成果の整理等を大学で行う。	
	7月				「教職キャリア開発演習」では、学校課題フィールドワーク I を通じた実践経験をもとに、ラウンドテーブルによりグループで経験を省察する。	
	8月			中間発表会	実習の成果を高めるため、学生は実習期間外も実習校を訪問することがある。	
	9月			実習計画案 III の作成	学校課題フィールドワーク I の成果をもとに、中間発表を行う。	
	10月			学校課題 フィールドワーク II	実習計画案 III (様式I-4)を作成する。(実習開始までに提出)	
	11月			学校課題フィールドワーク II の実習 スケジュール表・出校簿の作成	学校課題フィールドワーク II の実習スケジュール表(9~11月分)(様式I-5)・出校簿(様式I-7)を作成する。	
	12月			実習担当教員の学校訪問	実習担当教員が実習校を訪問し、実習の今後の計画、学校課題フィールドワーク II のスケジュールの確認等を行う。	
	1月			実習週録の作成	「学校課題フィールドワーク II」として、実習期間(9月~11月)中に実習校で最低120時間の実習を行ふ。 ・実習期間中は実習週録(様式I-6)を作成する。 ・フィールドワーク終了後はすみやかに実習報告書(様式I-8)を作成する。	
	2月			実習担当教員の学校訪問(巡回指導)	大学側担当教員が実習校を訪問し、学校課題フィールドワーク II の巡回指導(期間中、必要回数)を行う。	
	3月			実習報告書の作成	「キャリア課題演習」では、学校課題フィールドワーク II と連動し、大学で資料の分析や活動の検討等を行なながら、2 年間の取り組みを整理し、最終成果報告書の作成にこころぶ。	
				最終成果報告書の執筆	「教職キャリア開発演習」では、学校課題フィールドワーク II を通じた実践経験をもとに、ラウンドテーブルによりグループで経験を省察する。	
				最終成果報告書の提出	実習の成果を高めるため、学生は実習期間外も実習校を訪問することがある。	
				評価判定プレゼンテーション (学修成果発表会)	2 年間の学修成果を報告書として提出する。	
				実習担当教員の学校訪問	最終成果報告書をはじめとする 2 年間の学修成果について、評価判定のためのプレゼンテーションを行ふ。	
				学位記授与式	実習担当教員が実習校訪問し、学生の実習成果を報告する。	

➡ 実習校訪問が実習時間としてカウントされる期間
 ⚡ 実習校訪問が実習時間とはカウントされない期間

(出典 実習の手引 P.9)

資料 3－3－④ 「実習における指導体制」



(出典 教務企画課資料)

現職教員学生対象の「地域プロジェクトフィールドワーク」については、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町の5町の教育委員会及び学校の理解と協力の下で実施している。平成28年度は5町内15小学校に16名（中学校籍9名、高等学校籍5名、特別支援学校籍1名）が、6中学校に16名（小学校籍16名）が配属された。各実習校においては実習実施責任者（校長）と実習実施担当者を決定し、実習中の指導及び評価を依頼した。なお、実習計画については、実習生と実習責任教員が事前に実習校に赴き、実習実施責任者（校長）及び実習実施担当者と協議し、学校の実状を踏まえた上で作成している。その際、異校種の教育課程、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導など学校の教育活動全体を総合的に体験し、省察する機会が保証されるように、「地域プロジェクトフィールドワーク・モデルカリキュラム」（貼付資料3－3－⑤）を配付し、実習が適切に計画されるよう便宜を図った。

実習期間中は、「地域プロジェクトフィールドワーク 実習週録」を作成し、「教職大学院コラボレーションオフィス」並びに実習担当教員に提出する。実習生は実習の成果を「地域プロジェクトフィールドワーク 成果と課題の総括」にまとめる。

資料3-3-⑤ 「地域プロジェクトフィールドワーク モデルカリキュラム」

日安の時間		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
8:00~9:00	職打ち・朝の会	朝打ち合わせ	朝の会参加		朝打ち合わせ	朝の会参加
9:00~10:00	2時間目	校長講話 本校の学校種類について	授業参観 授業補助	講話 学習指導について	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助
10:00~11:00	3時間目	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助
11:00~12:00	4時間目	講話 本校の教育課程について	授業参観 授業補助	講話 本校の生徒指導について	授業参観 授業補助	講話 特別支援教育について
12:00~13:00	給食・昼休み・清掃	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導
13:00~14:00	5時間目	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業補助 TT授業
14:00~15:00	6時間目					
15:00~16:00	帰りの会 放課後	帰りの会 部活動指導	帰りの会 部活動指導			帰りの会 部活動指導
16:00~17:00	放課後	部活動指導 学年部会参加	部活動指導 学年部会参加	校内研修参加	部活動指導 学年研修参加	部活動指導 学年研修参加

6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
新打ち合わせ	朝の会参加	朝打ち合わせ	朝の会参加	
	授業補助 TT授業		授業補助 TT授業	授業補助 TT授業
授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業
講話 法律教育について	講話 特別支援教育について	講話 運動会練習補助	運動会練習補助	運動会練習補助
授業補助 TT授業	授業補助 TT授業	授業補助 TT授業		
給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導
授業補助 TT授業	授業補助 TT授業		授業補助 TT授業	授業補助 TT授業
帰りの会 部活動指導	帰りの会 部活動指導		帰りの会 部活動指導	
部活動指導 学年部会参加	部活動指導 学年部会参加	部活動指導 学年研修参加	部活動指導 学年研修参加	

勤務形態とモデルカリキュラムについて

※朝8:00~17:00等、実習校の勤務時間に合わせて出退勤する

①授業にかかる実習(参観、TT等)を、10時間以上設定する

(授業参観、授業補助(準備含む)、TT指導等、授業の実施にかかる時間を計上とする)

(授業補助とは、授業参観とTT指導の中間概念で、授業の中での必要に応じた補助や個別支援。その他授業準備補助を指す)

(特別支援学級での参観、補助等も可能な範囲で計画に入れる)

②行事・特別活動(給食指導、清掃指導含む)、部活動指導にかかる実習を、10時間以上設定する

(学校・学年行事、給食・清掃指導、朝の会・帰りの会、部活指導等の時間を計上する)

③朝の打ち合わせ、職員会議、校内研修、学年部会、校長先生等の講話等、学校運営にかかる実習を、5時間以上設定する

(校長先生等の講話・長期履修の教育実習者に対して設定されている校長先生、人権主事の先生等の講話等も計画に入れる)

※①~③設定した実習時間が、合計60時間となるように計画する

参考例
①27時間
②22時間
③11時間
合計60時間

実習受け入れ母体と異校種フィールドワーク計画の作成について

学生、学級、教科部での受け入れが、想定される

各学校の実情に応じて、学校長と異校種フィールドワーク指導教員(大学側)との打ち合わせの中で決定する

(参考資料等、実習者の主担当教科、担当可能な部活動等を記入した実習生のプロフィールを参考にする

6~7月に実習校訪問を実施し、実習者とともに異校種フィールドワーク指導教員が学校関係者と打ち合わせをする機会をもつ

計画したこと他、特に校長が必要と認める事柄については、その指示に従って実習をすめる

プレゼンテーションについて

10日間の実習終了後、9月末までに、学校の日程、聞いていたたく対象等を調整のうえ、プレゼンテーションを実施する

(出典 教務企画課資料)

【教員養成特別コース】学部卒学生（社会人経験者を含む）を対象にした実習は、1年次後期（「基礎インターンシップ」）には本学附属小中学校において、2年次（「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」）には鳴門市の連携協力校においてインターンシップ型で実施している。

教員養成特別コースでは「インターンシップの手引き」（別添資料3-3-2）を作成し、「基礎インターンシップ」「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」の実施前に学部卒学生に対して指導を行っている。主な指導内容は、インターンシップの期間や日時などの概要、到達目標、学習すべき内容、心得などである。その際、「基礎インターンシップ」は附属学校で実施するため、インターンシップの手引きをもとに、附属学校で教職経験のある大学教員が附属学校における学習指導案の書き方の指導なども合わせて行っている。また、「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」は鳴門市の連携協力校で実施するため、鳴門市の学校で教職経験のある大学教員が鳴門市の学校における学習指導案の書き方の指導なども合わせて行っている。

「基礎インターンシップ」における主な内容は授業力、子ども理解力、学級経営力の育成を目指し、「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」においては、自ら設定した課題に沿って、教科指導や学級指導等における実践的指導力の向上を図っている。

また、それぞれのインターンシップ実施前には当該校に大学教員と実習生が出向き、当該校長・教頭・実習実施担当者に対して学部の教育実習との違いを共通理解した上で、実習の目的や実習の計画と方法、実習を通した学びとその意義等について綿密な打ち合わせを行う等実習体制を整えている。

大学院の授業においては共通科目と専門科目に「基礎インターンシップ」「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」と連動する演習科目を設定し、自ら学んだことを省察できる機会を設定している。1年次の前期には、学部卒学生が授業を独力で設計して、模擬授業を実施し、それを省察するという一連の反復学習を通して授業実践に関わる知識と技能を習得する「授業実践研究Ⅰ・Ⅱ」を配置している。また、1年次後期には、「教育実践演習Ⅰ」を「基礎インターンシップ」と連動させている。「基礎インターンシップ」実施中に実習生は複数回（目安となる

実施回数はあるものの、実習生の実態に応じて回数が増えることがある) 研究授業を行うが、その際、必ず学習指導案を作成する。まず、実習生は独力で学習指導案を作成し、その後、「教育実践演習Ⅰ」において実習責任教員から指導を受け、さらに実習実施担当者からも指導を受ける。研究授業実施日時についてはコース全体に周知し、当該実習生の実習責任教員はもちろん、複数の大学教員が当該授業を参観する。そして後日、実習生は「教育実践演習Ⅰ」において実習責任教員から指導を受け、さらに参観した複数の大学教員から個別に指導を受けるようになっている。また、当該学校の実習実施責任者(校長)、実習実施担当者も実習生の授業を参観するので、その先生方からも個別に指導を受ける指導体制を取っている。このように、実習生は1回の研究授業において、その設計から振り返りに至るまで複数の教員からきめ細かい指導を受け、省察できる一連の学習過程になっている。

また、実習生の研究授業の際、前述のように複数の大学教員が参観するようになっているので、実習実施責任者(校長)、実習実施担当者などから話を聞き、当該実習生のインターンシップ中の様子の把握に努め、必要な指導を行っている。授業実践以外の教職に関する事実をもとに実習日録(別添資料3-3-2)に記述して実習実施担当者に提出し、必要な指導を受ける。さらに、実習生は実習日録や実習実施担当者から指導を受けたことを週単位でまとめて省察を行い、実習週録(別添資料3-3-3)に記述する。それをコースの教員全員に配信し、各教員から適宜指導を受けられるようになっている。「教育実践演習Ⅰ」において、各実習責任教員はその週録をもとに実習生にさらなる気づきを促す問い合わせを行ったり違った視点で考えられるように支援したりし、実習生がさらに深く省察ができるようにしている。また、実習責任教員以外の教員もそれらの週録に目を通し、機会を作つて必要な指導を行っている。

このように、授業実践以外の教職に関する事実をもとに実習生は複数の教員から指導を受けるとともに、間接的ではあるが実習実施担当者と大学教員が協力して実習生を指導するという連携体制をとっている。

学部卒学生は1年次の「基礎インターンシップ」を通して、教職における様々な課題に直面する。その中で特に自分が向き合つて解決に取り組んでいきたいと考えることがらを研究テーマとして設定する。2年次の「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」では、その研究テーマについて実習計画を立て、実習校で実践し、大学で振り返りを行つて省察し、最終成果報告書にまとめることになっている。

2年次の「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」においても、実施前には当該校に大学教員と実習生が出向き、必要な打ち合わせを行つていている。その際、実習生は実習実施責任者(校長)・実習実施担当者等に対して自分の研究テーマについて説明を行い、特に実習実施担当者には研究テーマ設定の理由や実習計画などに止まらず、学生理解をしてもらえるように努めている。例えば、授業実践に関する事を研究テーマとした実習生の場合、前述のようにインターンシップ実施中に研究授業を実施するので、その学習指導案に自分の研究テーマに関する内容を盛り込み、必要な説明を記述するのである(別添資料3-3-5)。そして、授業設計から振り返りに至るまで前述のような指導体制で行われる。指導の中身については、研究テーマに関すること以外の授業全般について、また授業実践以外の教職に関する事実をもとに実習生は自分の研究テーマについて指導を受けることはもちろん、教職における総合的な力も高める仕組みを整えている。

「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」の教育効果を担保するため、実習校の実習実施担当者には、本学大学院修了者を中心に幅広く確保し、実習前・期間中に実習の目的や実習の計画と方法、実習を通じた学びとその意義等について綿密な打ち合わせを行う等、緊密な連携による実習指導体制を整えている。さらに、実習の企画・評価、

指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティ・ディベロップメント等を行うため、鳴門市教育委員会関係者、連携協力校関係者で構成する「教職大学院連携協力校運営委員会」（以下、「連携協力校運営委員会」という）において、教育委員会・学校・大学の三者による連携体制を強化し、毎年実習の教育効果を検証するとともに、実習校でも実習を通した研修効果について検討している（貼付資料 3-3-⑥）。

資料 3-3-⑥ 「連携協力校運営委員会」

（運営委員会）

- 第 4 条 運営委員会は、実践専攻に係る実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティディベロップメント等を行う。
- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 実践専攻専攻長
 - (3) 実践専攻副専攻長
 - (4) 教職大学院コラボレーションオフィス長
 - (5) 教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター
 - (6) 実践専攻各コース長
 - (7) 徳島県内教育委員会の関係者
 - (8) 徳島県内連携協力校の関係者
 - (9) 学長が必要と認めた者
 - 3 前項第 7 号から第 9 号に規定する者の任期は、1 年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 前項に規定する者は、再任されることができる。
 - 5 運営委員会に委員長を置き、委員長は、実践専攻専攻長をもって充てる。

（出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程）

《必要な資料・データ等》

- 別添資料 3-3-1 「実習の手引」教職実践力高度化コース
- 別添資料 3-3-2 「インターンシップの手引」教員養成特別コース
- 別添資料 3-3-3 「学校課題フィールドワーク」関連資料
- 別添資料 3-3-4 「地域プロジェクトフィールドワーク」関連資料
- 別添資料 3-3-5 実習日録、実習週録

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 実習校の教育課程、教科指導、生徒指導、学級経営、学校経営など、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられている。
- 2) 実習校の諸課題の解決にあたり、1 年間にわたり学生自らが企画・立案した解決策を実施・評価・改善する実習の仕組みにより、自ら学校課題に主体的かつ協働的に取り組む資質・能力の育成が図られている。
- 3) 現職教員学生及び学部卒学生の人数や学校種に応じた適切な実習校が確保され、それらとの連携が十分に図られている。
- 4) 連携協力校に対して、学部の教育実習との差異を理解してもらった上で、実習の目的や意義、実習の計画と方法等について詳細な説明を行っているため、相応の教育効果を得られている。
- 5) 実習校に対して、間接的かつ直接的に実習責任教員が主として指導・支援を行い、実習指導における連携体制を構築する仕組みが確立している。
- 6) 学生が実習校において日常業務に埋没しないように、実習実施責任者ならびに実習責任教員が連絡を緊密

にするとともに、実習週録等を通したチェックにより配慮している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-4 レベル I

- 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

[基準に係る状況]

学生が 2 年間を見通した履修と学修ができるように、入学直後から活動直前の適切な時期にオリエンテーションや説明会を計画的に実施し、事前準備に取り組めるように配慮している。具体的には、教職実践力高度化コースと教員養成特別コースで、1 年次の入学直後に「履修に関する説明会」「学びのポートフォリオに関する説明会」「実習説明会」を実施している。教職実践力高度化コースでは、1 年次の夏休み前に「学校アセスメント演習」説明会の実施、1 年次 2 月に「実習説明会」を実施している。教員養成特別コースでは、平成 25 年度に「インターンシップの手引」（前掲別添資料 3-3-2）を作成し、「基礎インターンシップ」「総合インターンシップ I・II」の実施前に「実習説明会」で学部卒学生に対して指導を行っている。

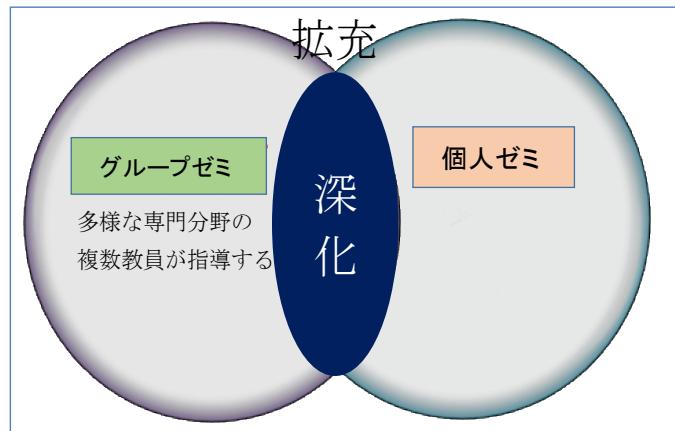
各コースは、それぞれ発達・伸長させるべき専門性やニーズに合わせた専門科目を設定し、現職教員学生を対象とするコースと学部卒学生を対象とするコースに分けて「時間割表」と「履修モデル」を設定している（前掲別添資料 3-1-2、前掲貼付資料 3-1-②）。

実習科目を中心に、指導体制の基本的考え方は、専攻全教員による協働体制である。特に、教職実践力高度化コースでは、具体的には、グループ担当の全教員によるグループゼミナール形式による指導と、実習責任教員を主とした個人ゼミ形式による個別指導という 2 つの機能を作用させる「ハイブリッド型指導体制」を取っている（貼付資料 3-4-①）。また、学生のニーズや実習課題などの多様性に対応し、幅広く深め、究める学びを保証するため、特に教育課程の基幹科目と位置付けている共通科目の第 5 領域の科目群、専門科目の総合実践力科目群、実習科目においては、教員が有する専門性、及び研究者教員と実務家教員をバランスよく編成したチーム指導体制をとっている。この指導体制は、複数教員の監視眼をもつことから、アカデミック・ハラスメントやパワーハラスメントの防止機能も果たしている。授業に関する相談等のオフィスアワーについてはシラバスの中に明記している（前掲別添資料 3-2-1）。また、遠隔地での実習に関する指導については、オフィスアワー以外に実習指導教員等がメール又は Skype 等のインターネットを活用するなど時間調整を図り適宜設定している。

なお、本学教職大学院は、大学院設置基準第 2 条の 2 又は第 14 条等の措置は執っておらず、また、遠隔教育も実施していない。

資料 3-4-① 「ハイブリッド型指導体制」

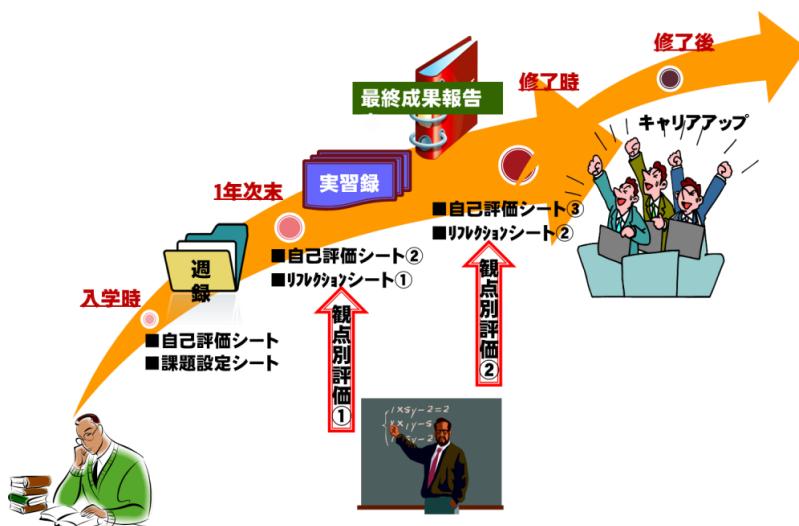
グループゼミナール形式 & 個人ゼミ形式の学修スタイル



(出典 「履修説明会」資料)

学習プロセスを自己管理できるように全ての学生に週録（実習時には実習週録に切り替える）や課題設定シートを記入させる「学びのポートフォリオ」を採用している（別添資料 3-4-1，貼付資料 3-4-2）。学生自身は「学びのポートフォリオ」により入学から修了までの 2 年間、履修・学習状況を自己管理できるようになっている。）その仕組みは、①自己評価・分析に基づき、課題を設定する仕組み（自己評価シート、到達状況シート、課題設定シート〔リフレクションシート〕）（別添資料 3-4-2），②毎日の学びを省察し続ける仕組み（週録、実習録），③他者評価（授業担当者）に基づき、自己を客観化する仕組み（観点別評価）となっている。これらは、「教職大学院コラボレーションオフィス」で一元管理するとともに、実習責任教員が主となって履修や学習に関わる学生指導に活用する仕組みとなっている。この仕組みにより、各コースの専任教員は学生一人ひとりの学習プロセスを把握し、課題を抱える学生には適時に相談・支援する学習サポートシステムを構築している。

資料 3-4-② 「『学びのポートフォリオ』の流れ図」



(出典 「学びのポートフォリオ」説明会資料)

学生の学びを拡散させない予防的措置として、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」第 8 条の 2 で、1 年間の履修科目的登録の上限を 38 単位としている（貼付資料 3-4-③）。

資料 3-4-③ 「履修科目的登録の上限」

（履修の届出）

第 8 条の 2 専門職学位課程に所属する学生が 1 年間に履修登録することができる単位数の上限は、38 単位とする。

（出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程）

《必要な資料・データ等》

前掲別添資料 3-2-1 シラバス

別添資料 3-4-1 「学びのポートフォリオ」

別添資料 3-4-2 自己評価シート、到達状況シート、課題設定シート〔リフレクションシート〕

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 学生が適切に履修できるように履修説明会や実習説明会等を開催したり、履修上限単位数を設定し、履修に配慮した適切な時間割が設定されたりしている。
 - 2) オフィスアワーの設定については、教員と学生との間で適切に行われている。
 - 3) 学生一人ひとりの学修状況の把握とそれを踏まえた指導が、実習期間中においても適切に行われている。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-5 レベル I

- 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

[基準に係る状況]

成績評価基準においては「国立大学法人鳴門教育大学学則」第49条及び「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」第11条で定め、S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、D (59 点以下) の 5 段階を設定し、S、A、B、C を合格としている。

修了認定については、学則第73条第3項及び学校教育研究科履修規程第4条に定め、大学院に 2 年以上在学し、所定の 48 単位（2 年間の学修成果に関する最終試験を含む）以上を修得することを要件としている（貼付資料 3-5-①、3-5-②）。

これらの基準は「履修の手引」に明記し、4 月の入学時のオリエンテーションで全学生に配付し説明するとともに、本学ウェブページにも常時公表している。

資料 3-5-① 「国立大学法人鳴門教育大学学則」（抜粋）

（成績の評価）

第 49 条 授業科目的試験の成績は、S、A、B、C 及び D の 5 種の評語をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

（修了要件）

第 73 条

3 専門職学位課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、所定の 48 単位（2 年間の学修成果に関する最終試験を含む。）

以上を修得すること。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学学則)

資料 3－5－② 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」（抜粋）

（修了に必要な単位数）

第4条 本研究科の修了に必要な単位数は、修士課程については別表第4、専門職学位課程については、別表第5のとおりとする。

別表第5（第4条関係：専門職学位課程）

区 分	高 度 学 校 教 育 実 践 専 攻	
	教職実践力高度化コース	教員養成特別コース
共 通 科 目	1 8 単位	1 8 単位
専 門 科 目	1 8 単位	1 6 単位
実 習 科 目	1 0 単位	1 2 単位
合 計	4 6 単位	4 6 単位

（成績評価の基準）

第11条 成績の判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行うものとする。

2 学則第49条に規定する成績評価の基準は、S（100点から90点まで）、A（89点から80点まで）、B（79点から70点まで）、C（69点から60点まで）及びD（59点以下）とする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程)

授業科目ごとの成績評価基準については、「評価の観点」、「実際に行った評価方法」、「評価基準」を明示し、併せて、テストやレポートを用いた場合には、具体的な課題について実際に行った評価方法を明示している（前掲別添資料3－2－1、別添資料3－5－1）。FD部会は、各授業科目の基準の確認を行い、専攻会議での審議を経て基準のさらなる明確化を組織的に進めている。

修了認定基準等については、「鳴門教育大学学位規程」第14条～第23条に明確に定めている（貼付資料3－5－③）。学生が作成・提出した最終成果報告書及びプレゼンテーションについて、評価委員として教職大学院専任教員3名と評価協力者として当該学生の実習校校長らを加えたメンバーによる学習評価判定委員会において、評価基準に従い厳正に精査・評価する体制をとっている。

資料 3－5－③ 「修了認定基準」

第 4 章 教職修士における学修成果の総括的評価等

(教職修士の最終成果報告書の提出)

第 14 条 教職修士における学修成果の総括的評価を受けようとするときは、研究科長に最終成果報告書を提出しなければならない。

(受理報告書)

第 15 条 受理した最終成果報告書は、返還しない。ただし、審査終了後の最終成果報告書で、教授会が別に定めるものについては、この限りでない。

(評価の付託)

第 16 条 研究科長は、最終成果報告書を受理したときは、その審査を教授会に付託する。

(学修評価判定委員会)

第 17 条 教授会は、前条の規定により審査を受託したときは、当該最終成果報告書ごとに学修評価判定委員会を設置し、その評価及びプレゼンテーションを行わせるものとする。

2 学修評価判定委員会は、直接指導に当たった実習担当教員を含む教職大学院専任教員 3 人以上の評価委員をもって組織するものとする。

3 学修評価判定委員会が、当該最終成果報告書の評価に当たり、必要があると認めたときは教授会の議を経て、評価協力者として教育委員会等の関係者の協力を得ることができる。

(プレゼンテーション)

第 18 条 プrezentation は、当該最終成果報告書を中心として、口述により行うものとする。

(評価及びプレゼンテーションの実施)

第 19 条 学修評価判定委員会における評価及びプレゼンテーションの実施については、当該委員会が定めて行うものとする。

(評価結果の報告)

第 20 条 学修評価判定委員会は、報告書の評価及びプレゼンテーションが終了したときは、その結果を高度学校教育実践専攻会議（以下「実践専攻会議」という。）に報告しなければならない。

(実践専攻会議の審議及び報告)

第 21 条 実践専攻会議は、前条の報告に基づき、評価の可否を審議する。

2 前項の評価を可とする判断は、構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の過半数の者が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。

3 実践専攻会議は、審議結果を教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議)

第 22 条 教授会は、前条第 3 項の報告に基づき、教職修士の学位授与の可否を審議する。

2 前項の学位授与を可とする判断は、構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の過半数の者が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。

(学長への報告)

第 23 条 教授会は、前条の教職修士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(出典 鳴門教育大学学位規程)

《必要な資料・データ等》

前掲別添資料 3－2－1 シラバス

別添資料 3－5－1 課題レポートの実物

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 教職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織的に策定され、学生に周知されている。

2) 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

第 1 は、教育課題に対応できる教職実践力の育成を目指し、実践を分析する力、理論を実践に応用する力、同

僚と協働する力の習得に資する機能強化を図るために、共通科目・専門科目から実習科目への体系化、実習科目間の有機的関連付けを行っていることである。具体的には、①共通科目「チーム総合演習」で習得した知識や技能を活用して課題に取り組むように体系付けていること、②「実践の意味付けや有効性を解釈・分析する学習（実践の理論化・概念化）」をねらいに共通科目「チーム総合演習」と「地域プロジェクトフィールドワーク」、共通科目「授業づくりのチーム演習」と「基礎インターンシップ」、③2年次の共通科目「教職キャリア開発演習」において、実習の取り組みや課題等の省察及び報告・検討を通して、これから教員としての使命や求められる役割や立場を踏まえながら、自身の教員としてのヴィジョン（キャリアパスやその課題）をまとめていき、最終成果報告書の作成へとつなげている、④これら実習と連動させる科目を系統立て構造化することで、学生指導の徹底と教育の質保証を担保していることである。

第2は、継続学習型（学び続ける教員育成型）のカリキュラムにより、①院生自身が在学中はもとより修了後も見通しを持って学んでいくこと、②教職大学院の授業の改善につなげることをねらいにして「学びのポートフォリオ」の仕組みを設定していることである。その中で特筆すべきことは、到達目標と授業科目の関係をマトリックス表に整理して明示した「カリキュラムマップ」をライブキャンパス上に掲載・公表していることである。新しいカリキュラムでは、今日の“正解なき”多様な教育課題に対応していくため、学校教育に関する幅広い専門的知識や技能に基づいた主体的・組織的・循環的な課題対応力を教職実践力として、その養成を目指すこととした。教職実践力は、(ア)教育実践力、(イ)自己教育力、(ウ)教職協働力の3つの力から成っている。これら3つの力には、それぞれを具現化する要素が設定されている。(ア)教育実践力には、「カリキュラム開発力」「授業実践力」「生徒指導力」「学級経営力」の4つの力である。(イ)自己教育力には、「経験から学ぶ力」「未来に向けて学ぶ力」の2つである。(ウ)教職協働力には、「コミュニケーション力」「コーディネート力」「リーダーシップ/フォロワーシップ」「マネジメント力」の4つである。これらの力を3領域10観点の到達目標にして教育課程に反映させることにより、教育の質の保証を担保している。

基準領域 4 学習成果・効果

1 基準ごとの分析

基準 4-1 レベル I

- 各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院における学生の単位の修得状況について、平成 28 年度前期・後期に開講した共通科目、専門科目及び実習科目において、単位修得率は 100%である。（別添資料 4-1-1）成績評価については、学則等に定める評価と併せて、到達目標に準拠した観点別評価を実施し、全成績を到達目標の観点別に集計した結果を学生に明示することにより、学生の学修課題設定にあたっての参考としている。

本学教職大学院における修了率は、平成 27 年度入学者 59 名のうち、修了者 51 名で 86%となっている（修了者は別に、修学期間を延長した、平成 26 年度入学者が 1 名である）。3 名が退学（うち 1 名は平成 27 年度退学、2 名が平成 28 年度退学。平成 28 年度には別に、平成 28 年度入学生が 1 名退学。いずれも教員採用試験合格による就職のため）、5 名が複数の教員免許取得のため修学期間を延長している。（基礎データ 1-現況票）

修了生の教員免許取得は、貼付資料 4-1-①のとおりであり、教職大学院の目的に沿った効果を上げている。

資料 4-1-① 「平成 28 年度教育職員免許状一括申請件数一覧表」

平成 28 年度教育職員免許状一括申請件数一覧表											大学名		
学部・学科・コース	申請人	数	免教 科 許 料	左の免許教科に係る免許状種別申請件数								計	
				幼稚園		小学校		中学校		高等学校			
				専修	一理	二理	専修	一理	二理	専修	一理	二理	
学校教育研究科 高度学校教育実践専攻	48			5			19			9		8	25
国語													17
社会										2			2
公民													2
数学								7		5			12
理科								2		2			4
音楽									1				2
保健体育								4		4			8
保健									1				2
技術								2					2
家庭								1		1			2
情報									3				3
工業									2				2
商業									1				1
英語								6		6			12
計	48			5	0	0	19	0	0	35	0	0	96

※上記は、大学を通じて一括申請した者の取得状況であり、個人申請により取得した者は含まない。

(出典 教務企画課資料)

修了の認定基準及びその認定方法については、「鳴門教育大学学位規程」において、既設の修士課程と明確に分けて示しており、その内容や方法も「教職修士（専門職）」の学位認定に適切な設定を行っている（貼付資料 3-5-③）。修了の認定については、「鳴門教育大学学位規程」第 14 条から第 23 条の規定に基づき、2 年次において作成する「最終成果報告書」とそのプレゼンテーション等をもとに、学生ごとに構成する学修評価判定委員会により合否判定を行う。学修評価判定委員会には、実習校の校長等も評価協力者として判定に加わっており、各委員が、現職教員学生、学部卒学生に対応する到達目標に準拠した領域別評価と総合評価を行い、その結

果を専攻会議及び大学院学校教育研究科教務委員会の議を経て、教授会で最終的な修了判定を行っている。

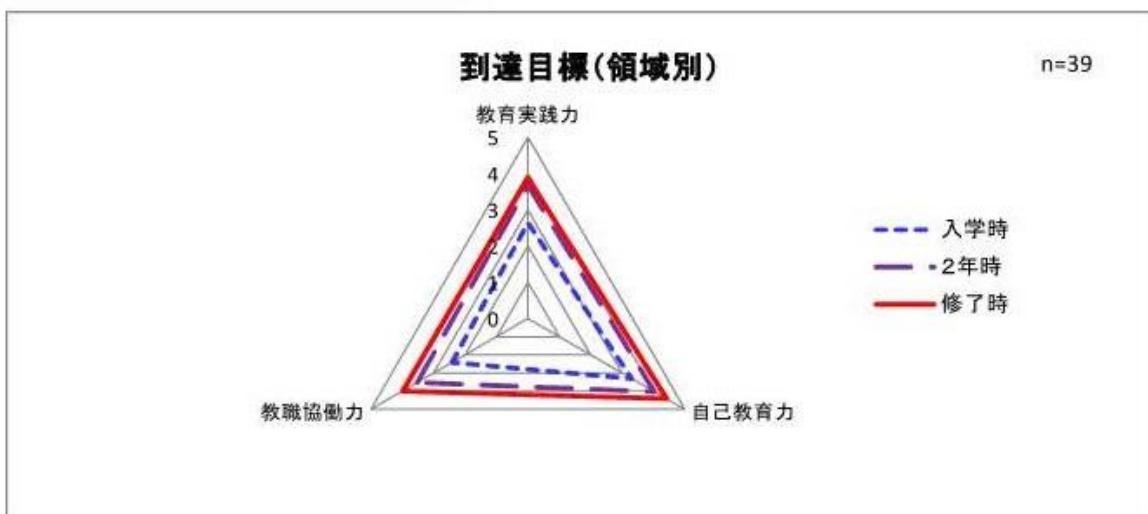
本学教職大学院においては、学生に対する綿密な指導実施計画を立案し、事前に学生に提示している。学生は各科目間の関連性と時系列での学修展開過程を理解し、2年間の学修過程と成果を展望することができる。

また、本学教職大学院の到達目標（貼付資料 3-1-①）に対して、学生が「到達状況シート」、「課題設定シート」、「週録」を作成・提出することにより、学生は学修の過程を省察し、教員は学生の学修状況を把握する仕組みを構築している。「到達状況シート」による学生の自己評価は、入学時、1年次末、2年次末の3回実施しており、平成 28 年度修了生においては、設定された領域別・観点別の到達目標について年次を経るごとに着実に力量を高めている。（貼付資料 4-1-②）

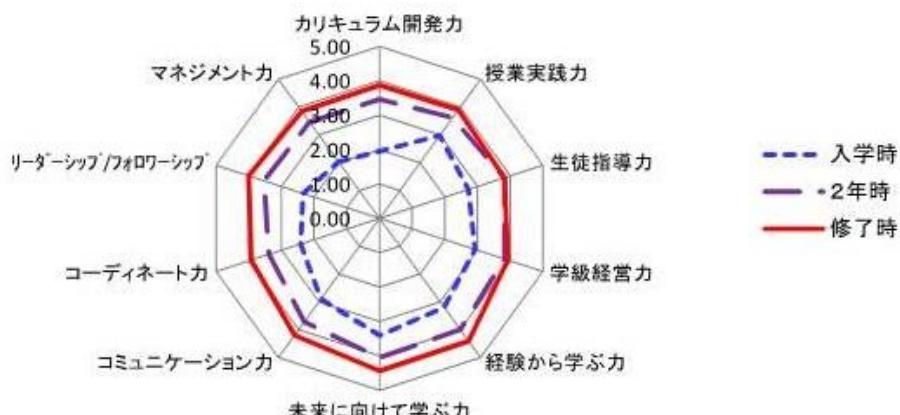
資料 4-1-② 「到達状況の推移」

教職大学院生（H27 入学現職教員）到達状況推移

院生の自己評価結果（平均値）



到達目標(観点別)



(出典 教務企画課資料)

さらに、本学では、教育等の効果、検証のため、卒業・修了時、卒業生・修了生を対象に、「教育等に関する

アンケート」を実施している。本学教職大学院では、平成 28 年度修了生を対象に実施した結果、本学で学んだことの成果に関する項目中、「教育内容の満足度」については、肯定的な回答は 92%、「教育内容の理解度」については、肯定的な回答は 94%であった。「2 年間の学修を通して、教員としての資質能力の向上につながったか」との設問には、肯定的な回答が 94%であった。また、教職大学院の特色である実習科目について、「学校の教育活動や学校運営の改善に資する経験やスキルが習得できたか」との設問には、肯定的な回答が 90%であった。(別添資料 4-1-2)

のことから、本学教職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

現職教員学生は修了後、現任校又は教育委員会等で勤務している。学部卒学生における修了後の進路状況は、平成 28 年度修了者 13 名のうち、13 名全員が公立学校教員(臨時を含む)として採用されている。(別添資料 4-1-3)

「最終成果報告書」に示された実践研究課題(貼付資料 4-1-③)は、「最終成果報告書内容の要旨」においてより詳しく示されているとおり、その内容が現職教員学生は学校や地域の課題、学部卒学生は教師としての力量形成と密接に関連したものであり、教職大学院の目的に沿った内容となっている。(別添資料 4-1-4)

資料 4-1-③ 「平成 28 年度 実践研究題目一覧」

所属	実践研究課題
	児童の学級適応感を高める取り組みの充実
	中高一貫教育校における教職員の協働組織の形成 - サービントリーダーシップによるチームづくり -
	自主性、自律性に溢れる生徒の育成をめざして「つながりを基盤とした生徒会活動の実践」
	生徒の学習意欲向上を目指した授業改善の取組み
	体験的な活動を通して、自分の考えを表現し合う児童の育成 - 青い目の人形を中心とした地域素材による「ふるさと学習」の取り組み-
	中学校音楽科歌唱指導における学び合う生徒の育成 - ユニバーサルデザインの視点を活かした授業改善と連携 -
	目的意識の醸成を目指した組織的な取組の開発的研究 - 自分への信頼を高め自律的な学びを生み出す仕組みの構築を通して -
	生徒指導を良循環に導く日常の組織的取組とその効果について
	マネジメントサイクルを活用した小学校保健室経営の改善
	学校教育目標の具現化を図る組織的活動の推進 - 三部会の活用と一点突破の考え方を生かして -
	学校不適応生徒への支援のあり方に関する開発的研究
	自己調整スキルトレーニングを通じた自ら学ぶ児童の育成
	道徳教育を基盤としたカリキュラム・マネジメント - 開わり合いを重視した授業実践を通して -
	意欲的にものごとに取り組む児童の育成 - あたたかくつながりのある全校的な集団づくりを通して -
	コース制導入年度における高校キャリア教育の取り組み - 生徒のコース選択と教員のコース決定の支援を中心として -
	児童の学びにくさに対する通常学級における包括的支援 - 開きと観察を通して -
	数学を活用して身の回りの事象を解決することのよさと限界を実感する授業の実証的研究
教職実践力高め化	英語で対話できる生徒の育成の一方案
	保育者の力量形成における保育の省察について
	教師の協働化による、生徒が支え合い高め合える関係の構築 - 「傾聴」を基本とした規律の確立と「表現力」の育成を通して -
	アクティブラーニング手法を取り入れた授業改善
	学校グランドビジョンにもとづく協働的な教育実践を通じた同僚性の構築
	学校の組織化と教育の質的改善を促す教員相互のモニタリングシステムの開発的研究 - 個別タイムの設定とその効果 -
	協働学習を取り入れた授業による学級経営の充実
	学校防災における避難所運営についての実践的研究
	児童の好きな学び方を生かした第3学年算数科における授業づくり
	信頼を基盤とした教育改革プログラムの組織的展開 - 生徒とともに創る潤いのある学校文化を目指して -
	高等学校外国語科における思考力・判断力・表現力を高める授業に関する実証的研究 - パラグラフの型で表現するよさに気づかせる取り組みを通して -
	中学校における協働的な生徒指導の実践 - コーディネーターとしての役割を通して -
	自律的な学びを支援する教育改革プログラムの開発と展開
	児童の体力向上をめざす全校的取組 - 進んで体を動かして体力を高めていくとする児童の育成 -
	助け合い、認め合う英語授業づくり - 学習意欲を高める集団づくりを基盤として -
	小規模小学校における望ましい人間関係づくり - 絵本の読みあいを中心として -
	自立した社会人を育む組織的・計画的な教育活動の展開 - 高等学校総合学科における系統的なキャリア教育を通して -
	教職員の協働による学校教育目標の実現を目指した校内研修の工夫 - 学校統合後の実態を踏まえて -
	子どもも教師も学び合う学校づくり - 校内研修と日常における教師の学びの機会の充実を通して -
	各教科や総合的な学習の時間における探究的な授業づくり
	主体的に学ぶ生徒を育てる中学校体育授業の開発と実践 - 動機づけに着目した協働的な学びを通して -
	「集団で語り合う人権学習」を核とした学年集団の仲間づくり - 教師力向上に向けた協働的な取組を通して -
	教師と生徒の信頼関係について - 生徒の内面理解と教師の自己理解の観点から -
	生徒が課題解決に主体的に取り組む学習活動をするための手立て
	言葉の力を伸ばす授業を目指して - ひとりひとりの言葉の力を伸ばすことを目指した授業づくり -
	振り返りから学ぶ教師になるために - 実践と省察を通して -
教員養成特別	自分なりの思いや考えを書けるようにするための授業
	児童の考えを生かした授業づくりの在り方
	「人を大切にする心」を育める教師になるために - 「ふりかえり」を通じた学びの実践 -
	児童が授業に集中し、思考を促すための手立て
	子どもの意欲を引き出し、一人ひとりの児童を生かした授業をするために - 問い返しと学習の場づくり -
	児童の多様な反応に対応できる授業づくり - 交流の場と階層分析を活用して -
	運動の二極化問題 - 運動に対する効力感を得られる体育授業について -
	教材との主体的関わりを促す授業づくり - 教師の役割に焦点をあてて -

(出典 教務企画課資料)

《必要な資料・データ等》

別添資料 4-1-1 単位修得率

基礎データ 1-現況票

別添資料 4-1-2 教育等に関するアンケート集計

別添資料 4-1-3 大学院修了者進路状況（教員養成特別コース）

別添資料 4-1-4 最終成果報告書内容の要旨

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 平成 27 年度入学者の単位修得状況は、100% である。また、平成 27 年度入学者の修了状況は、平成 26 年度入学者の 1 名を含めて、修了判定対象者 52 名全員が学修成果の総合審査で「合」と判定され修了しており、成果発表の評価も高い。現職教員学生 39 名を除く学部卒学生 13 名の進路状況は、全てが公立学校教員の職に従事しており、教育の成果が十分に上がっている。
 - 2) 本学教職大学院はその目的に照らした教育の成果や効果が上がるような諸方策を取っており、学生の自己評価による「到達状況の推移」及び修了生を対象とした「教育等に関するアンケート」の結果から、2 年間の学修で着実に力量が向上していることを示している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 4－2 レベル I

- 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元できていること。また、その成果の把握に努めていること。

[基準に係る状況]

修了生の赴任先からの意見聴取の機会として、毎年、徳島県の市町村教育委員会を訪問し、教育長などから教職大学院に対する要望などを聞く機会を設けている。その中で、修了生が現場の中核教員として機能しているとの報告を受け、また、さらなる成果を期待し、教職大学院への派遣の継続する意向などの意見をもらっている。(別添資料 4－2－1)

修了生に関しては、修了生の現場に戻ってからの取組をまとめたリーフレットを作成し、現在まで、8 つのケースを報告している。(別添資料 4－2－2) その中で、新しい職場で教職大学院の成果を活かしている様子がうかがえる。また、授業公開、同窓会の機会に修了生を招き、現場での成果について報告を得ている。そこにおいても、学んだことを着実に活かしているプレゼンが多く見られる。

現職教員学生については、各学校の管理職や主幹教諭、教育委員会の指導主事等、教育現場における指導的役割を担っている者がいる。

また、現職教員学生の成果の一部が、著作としてまとめられることにより(例えば、村川雅弘編(2012)『「ワーカーショップ型校内研修」充実化・活性化のための戦略&プラン 4 3』教育開発研究所、村川雅弘・三橋和博編著(2015)『「知の総合化ノート」で具体化する 21 世紀型能力—問題解決力・論理的思考力・コミュニケーション力などのスキルが身につく』学事出版など)，より広く成果が発信され、連携協力校や現任校以外にも成果が波及している。

《必要な資料・データ等》

別添資料 4－2－1 教育委員会からの意見

前掲別添資料 2－3－1 リーフレット鳴門教育大学教職大学院に学ぶ C A S E 8

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 「教職大学院外部評価委員会」、「連携協力校運営委員会」等を設置し、その協議内容を反映させることにより、学生の成長及び人材の育成を通じて、その成果を学校・地域に還元する体制を構築している。また、

「教員人材育成連絡協議会」による協議等、修了後の学生の学修成果に基づく人材活用に関する外部機関との連携体制を構築している。

- 2) 徳島県内市町村教育委員会訪問において、修了生の現場での貢献について聞き取りを行い、肯定的な回答を多く得ている。
- 3) 現職教員学生の場合は、修了後に、学校や地域における指導的役割を担うようになった者や優れた実践により表彰された者がいる。これらは、本学教職大学院が学生の成長及び人材の育成を通じて、その成果を学校・地域に還元していることを表すものである。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では授業ごとに到達目標を設定し、その教育・学修の成果を到達目標の達成度によって評定する手続きを取っている。各授業では、学生には、単位認定のための総合評価とは別に、到達目標の観点ごとの評定（各授業における個別評定を、観点ごとに平均した総合評定結果）を示している。さらに、学生自身による到達度に関する自己評価を実施して、学修の成果を確認できるように工夫している。

学生の修了時には「学修成果発表会」を開催して、2年間の学修の成果を公表し、学生の力量を示すことにより、その成果を連携協力校以外の地域の教育関係者にも広く還元する機会を設けており、教育委員会関係者や学校現場から好評を得ている。

また、現職教員学生の修了生の中には、管理職や指導主事等、それぞれの教育現場において指導的立場を務める者や、在学時に取り組んだ研究課題を勤務校で引き続き実践し、その優れた業績により表彰された者などがおり、それぞれに学校や地域の教育活動・教育改善を牽引する役割を果たしている。このことは、学校や地域におけるリーダー教員の養成という目的に照らして、本学教職大学院の教育活動が着実に機能を果たしていることの証左といえる。

基準領域 5 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

基準 5-1 レベル I

- 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。

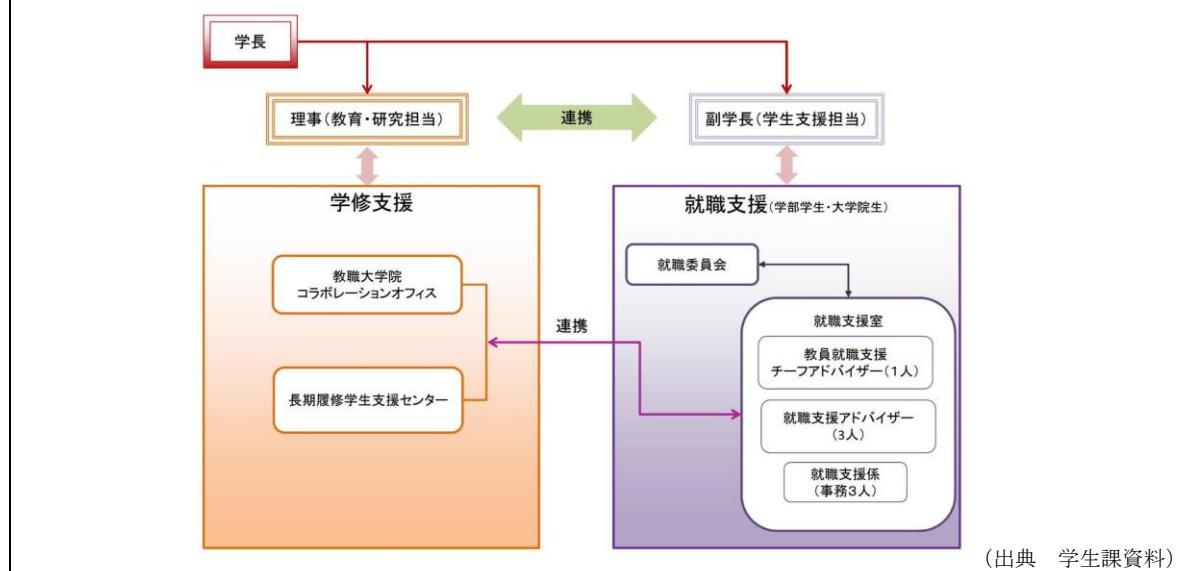
[基準に係る状況]

学生への修学や生活面での支援策としては、入学時に教育課程、履修手続、学生生活に関する全学的なガイダンスを実施し、さらに専攻及びコース別の詳細なオリエンテーションを実施している（別添資料 5-1-1～2）。

学生の修学や生活の状況に関する指導、助言については、修学を支援する担任教員として、1年次は教職大学院コラボレーションオフィスのコーディネーター（専任教員）が担当し、2年次は実習担当教員が担当している。

本学教職大学院においては、学生の意見や質問を聴取する場を設定（不定期、年間4回程度）し、具体的、個別的な要望、意見を聴取している。また、週報を通して学生の学びの現状を把握し、指導に活かしている（別添資料 5-1-3）。

資料 5-1-① 「学修支援・就職支援体制」



学部卒学生に対する進路選択のための支援は、全学的な体制で行っている（別添資料 5-1-4）。特に、教員採用試験に係る指導においては、就職委員会委員と「就職支援室」内の教員就職支援チーフアドバイザー及び就職支援アドバイザーが担当している（貼付資料 5-1-①）。また、全学的な指導体制の他に、学生のニーズに応じて、学校現場、教育委員会事務局勤務経験のある教職大学院の実務家教員等によって個別指導を実施している（別添資料 5-1-5）。

特別な支援の必要がある学生への施策として、本学の本部棟・講義棟・総合学生支援棟・図書館・大学会館・地域連携センター等にエレベーターを設置するとともに、構内のバリアフリーなど安全対策を講じており、施設・設備面からの支援を実施している（別添資料 5-1-6）。

ハラスメント防止対策については、全学で規程や行動指針を設定して取り組んでいる（別添資料 5-1-7～8 参照）。特に、セクシュアル・ハラスメントに関しては、「国立大学法人鳴門教育大学セクシュアル・ハラス

メント等の防止等に関する規程」に基づき、学長、附属校園長の指名する相談員が相談にあたる体制を整えている（貼付資料 5-1-②）。このことはアカデミック・ハラスメント等の防止も含めてパンフレットの配付等により、学生に周知されている（別添資料 5-1-9）。また、「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」を設定している（貼付資料 5-1-③）。

資料 5-1-② 「セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程」（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学の全ての職員並びに学生、幼児、児童及び生徒並びにその保護者並びに関係者（以下「職員等」という。）が個人として尊重され、修学、就労、教育及び研究上（以下「修学上等」という。）の環境を保護し維持することを目的とする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程）

資料 5-1-③ 「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針について

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針の制定について

このたび、「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」を制定しました。この行動指針は、職員一人一人が、常に本学職員としての立場を自覚し、共通の認識を持って行動するための教育研究指導等の基本的な指針として定めたものです。

本学において、二度とセクシュアル・ハラスメントや人権侵害等を起こさないために、本行動指針及び関連諸規程等を念頭に置き、学生・職員が安心して教育研究活動等を行うための環境づくりに、本字構成員ひとりひとりが自覚を持って取り組んでいただきたいと考えます。

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針

平成17年10月14日
学長裁定

改正 平成23年4月1日

本学において、学生や職員が安心して教育研究活動ができるように、職員は健全な教育研究環境づくりに主体的に努めなければならない。セクシュアル・ハラスメント等は、行為者の意図にかかわらず発生することもあり、職員の教育研究指導上のモラルの向上が不可欠である。

そこで、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるために、職員一人一人が、常に本学職員としての立場を自覚し、共通の認識を持って行動するための基本的な指針を定める。

学生への教育研究指導等における留意点

1. 学生への教育研究指導等を行う場合で、1対1の指導を行う必要があるときは、研究室等のドアを開けるなど密室の状況を避け、開放された空間となるようにする。ただし、授業料目等の特殊性がある場合には、この限りではない。
2. 学内に可能な教育研究指導等については、学外では行わない。学外で行う必要がある場合でも、密室となる場所では行わない。
3. 学生への教育研究指導等は、原則として午後8時までとする。やむを得ず、午後8時以降に指導を行う必要がある場合は、学生の同意を得るとともにコース長又は所属部長に申し出る。ただし、夜間の授業(7時限目)においては、この限りではない。
4. 週休日又は休日に指導を行う必要がある場合は、学生の同意を得るとともにコース長又は所属部長に申し出る。

学外における学生との交流上の留意点

1. 学生と1対1で行動することは、原則として行わない。
2. 職員と学生間の送迎行為は、原則として行わない。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ）

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/02/012002.html>

平成 28 年度から、学生（外国人留学生を含む）の修学・生活等に関する相談に総合的に応じるため、また障害のある学生が学生生活を送る際に適切な支援を受けられる体制づくりを推進するため、学生の往来が多い総合学生支援棟 1 階に「学生なんでも相談室」を設置した。学生のどのような些細な悩みや相談でも受け付け（一次相談受付），必要に応じ、心身健康センターに設置する「学生相談室」や、その他関係部署への橋渡しを行う体制を整えている。「学生なんでも相談室」には相談員が常駐し、隨時、相談担当教員が対応を行っている。「学生相談室」では、臨床心理士であるカウンセラー（非常勤）及び臨床心理士又は医師の資格を有する教員 8 人が「精神保健相談」として対応している（貼付資料 5-1-④～⑥）。

資料 5-1-④ 「学生相談窓口」



(出典 学生相談窓口案内リーフレット)

資料 5-1-⑤

学生なんでも相談室 > 学生なんでも相談室とは

学生なんでも相談室とは

学生なんでも相談室とは

相談システムについて

障害学生支援について

と考えてください。

他機関との連携

他にも

Q&A

専門的な相談内容には、どこを訪ねて相談すればよいのか専門部署を提示することもできます。

スタッフ紹介

専門部署の場所が分からなかったり、一人で訪ねるのは気が引けたりする場合は、支援員が丁寧に引率することもできます。

O.S.G.B.だより

学修に関しての相談には、簡単なツールや解決方法を示すなど、支援員やアドバイザーと共に考えていくこともできます。

最新情報

学生なんでも相談室

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748 TEL:088-687-6218 FAX:088-687-6219 E-mail : nandemo@naruto-u.ac.jp

Copyright © 鳴門教育大学 学生なんでも相談室 All Rights Reserved.

出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/nandemo/>

資料 5-1-⑥ 「心身健康センター『精神保健相談』」

心身健康センター > 相談部門 > 精神保健相談

精神保健相談

本センターでは、不安や悩みなど心理的苦闷で心配がある人に対して、相談室を設けています。修学上または生活上の問題を初めとして、どんな小さな問題や心配ごとにでも心あきなく相談を受け、解決への糸口を見いだしてもらうことを願っています。

相談については、精神保健やカウンセリングの専門家が担当しています。

相談内容の秘密は守られますので、気軽にご相談ください。

なお、予約が必要です。事前に電話で照会してください。

相談日時	本学担当教員への相談：随时 カウンセラーへの相談：水・木曜日(12時00分～17時00分)
場 所	心身健康センター内(学生相談室)
電 話	088-687-6631

● 平成28年度心身健康センター精神保健相談員

氏 名	職 名	担当コース等
廣瀬 政雄	教授	心身健康センター所長
葛西真記子	教授	臨床心理士養成コース
津田 芳見	教授	特別支援教育専攻
吉井 健治	教授	臨床心理士養成コース
今田 雄三	教授	臨床心理士養成コース
小坂 浩嗣	教授	教職実践力高度化コース
中津 郁子	教授	臨床心理士養成コース
三輪 幸子	カウンセラー	学生相談室

[サイトポリシー | プライバシーポリシー]

鳴門教育大学 心身健康センター
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
電話番号:088-687-6631(事務室) 開館時間:午前8時30分～午後5時15分(月～金)

Copyright(c) Naruto University of Education. All Rights Reserved.

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/center/health/conference/002.html>

《必要な資料・データ等》

別添資料 5-1-1 平成 28 年度新入生オリエンテーション日程

別添資料 5-1-2 平成 28 年度高度学校教育実践専攻オリエンテーション

別添資料 5-1-3 教職実践力高度化コース週録、教員養成特別コース週録

別添資料 5-1-4 平成 28・29 年度就職支援行事等

別添資料 5-1-5 平成 28 年度履修説明会

別添資料 5-1-6 鳴門教育大学バリアフリーマップ等

別添資料 5-1-7 国立大学法人鳴門教育大学ハラスメント防止のためのガイドライン

別添資料 5-1-8 国立大学法人鳴門教育大学ハラスメントの相談への対応に関する実施要項

別添資料 5-1-9 パンフレット「なくそう！ハラスメント」

(基準の達成についての自己評価：A)

1) 学生の修学支援や生活相談等は、教職大学院コラボレーションオフィスのコーディネーター及び実習担当教員が担当している。

2) 学部卒学生に対する進路選択のための支援については、全学的な就職支援体制と併せて教職大学院実務家教員等による個別指導を実施している。

3) 学生の健康相談、メンタルヘルス相談、各種ハラスメントへの相談・助言体制を全学的に整備している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準5－2 レベルⅡ

- 学生への経済支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

学生に対する経済支援については、全学的な支援体制に基づいている。具体的には、「鳴門教育大学入学科、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程」等を定め、学生の経済面での援助を行うほか、奨学金に関しては「鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準」等を定め、日本学生支援機構に推薦等を行っている（貼付資料5－2－①、別添資料5－2－1、別添資料5－2－2）。

資料5－2－① 「入学科、授業料及び寄宿舎料の免除」

第1章 総則

(免除等の対象者)

第2条 入学科の免除及び徴収猶予の対象となる者は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）に入学する者とし、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の対象となる者は、本学学生とする。ただし、研究生、科目等履修生等については、第19条第1項第1号、第2号及び第25条に規定する免除を除き、対象としない。

（出典 鳴門教育大学入学科、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程）

また、教育公務員特例法に基づく大学院修学休業制度を利用して在学する現職教員学生を対象に授業料の全額を免除する授業料特別免除制度を創設し、平成20年度入学生から適用している。さらに、平成27年度からは、教員採用試験に合格したのちに教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して在学する学部卒学生を対象とした授業料特別免除制度も導入している（別添資料5－2－3）。

加えて、平成21年度からは、「鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金要項」を定め、教職大学院の現職教員学生を対象に、現任校実習に係る往復旅費等の負担軽減に資するため、支援金貸与の制度を設けている（貼付資料5－2－②）。

資料5－2－② 「教職大学院生（現職教員）支援基金要項」

（目的）

第2条 基金は、鳴門教育大学学校教育研究科高度学校教育実践専攻に在籍する現職教員（以下「教職大学院生（現職教員）」）の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（出典 鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金要項）

《必要な資料・データ等》

別添資料5－2－1 鳴門教育大学授業料免除選考基準

別添資料5－2－2 鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準

別添資料5－2－3 鳴門教育大学授業料特別免除の予算及び専攻基準等について

（基準の達成についての自己評価：A）

1) 教職大学院における経済的支援体制は、入学科、授業料及び寄宿舎料の免除、支援金貸与等が実施され、整備している。

以上のことから、本基準について、充実した取組となっている。

基準領域 6 教員組織

1 基準ごとの分析

基準 6-1 レベル I

- 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

[基準に係る状況]

実践的指導力のある優れた教員を養成するという本学の教育目標を実現するため、教員組織編制のための基本方針を「国立大学法人鳴門教育大学学則」及び「鳴門教育大学教育研究組織規則」に定めている（貼付資料 6-1-1-①～②）。平成 20 年度からは、従来までの教員組織「部・講座制」を廃止し、学部・大学院に捉われない新たな教員組織として、学問領域で構成する 4 つの「教育部」に再編するとともに、社会のニーズに即した弾力的かつ効率的な学部・大学院教育を行う教育組織として、大学院学校教育研究科に専攻・コースを設置している。

資料 6-1-① 「教員組織編制」

第 4 節 組織

(学内教育研究施設)

第 15 条 本学に、教職キャリア支援センター、長期履修学生支援センター、地域連携センター、情報基盤センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、予防教育科学センター及び生徒指導支援センターを置く。

(厚生補導施設)

第 16 条 本学に、心身健康センターを置く。

(教員組織)

第 19 条 本学に、教育研究上の目的を達成するための組織として、教育部を置く。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学学則)

資料 6-1-② 「教育研究組織」

第 1 章 総則

第 1 節 趣旨

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教育研究組織について定める。

第 2 章 教員組織

第 1 節 教育部

(教育部)

第 2 条 本学に、教員組織として次の学問領域で構成する教育部を置く。

教育部	学問領域
基礎・臨床系教育部	教育学、心理学、医学等
人文・社会系教育部	国語科教育、英語科教育、社会科教育、人間科学等
自然・生活系教育部	数学科教育、理科教育、技術科教育、家庭科教育等
芸術・健康系教育部	音楽科教育、美術科教育、保健体育科教育等

2 本学の教員（附属学校教員を除く。）は、前項に規定する何れかの教育部に所属する。

(出典 鳴門教育大学教育研究組織規則)

本学教職大学院の専任教員は、研究者教員 9 名、実務家教員 12 名（うち、特命准教授 1 名、みなし専任教員 1 名）であり、専門職大学院設置基準の教員数 11 名を大きく上回るとともに、専任教員のうち実務家教員の占める割合も約 57% である。研究者教員と実務家教員をバランスよく配置することで、理論と実践のそれぞれの立場

からの考え方や知識の提供が可能な体制を構築している（貼付資料6-1-③）。また、理論と実践の融合を図る視点から、教職大学院において中核となる実習科目及び実習と連動する専門科目については、全ての科目において教職大学院の専任教員が担当している。

資料6-1-③ 「研究者教員、実務家教員組織表」

(平成29年5月1日現在 単位:人)

コース名	教員別	教授	准教授	講師	助教	計
教職実践力高度化 コース	研究者	1	2	1	0	4
	実務家	4 (1)	2 (1)	0	0	6 (2)
	計	5 (1)	4 (1)	1	0	10 (2)
教員養成特別 コース	研究者	2 (1)	3	0	0	5 (1)
	実務家	2	※1 2	※2 2 (2)	0	6 (2)
	計	4 (1)	5	2 (2)	0	11 (3)
合計	研究者	3 (1)	5	1	0	9 (1)
	実務家	6 (1)	4 (1)	2 (2)	0	12 (4)
	計	9 (2)	9 (1)	3 (2)	0	21 (5)

備考

※1 特命准教授1含む

※2 みなし専任教員1含む

()は女性教員で内数

(出典 教務企画課資料)

教員の教育・研究に関する業績の公開については、「教員情報データベース」、「自己評価結果報告書」をウェブページにて公開している（貼付資料6-1-④～⑤）。

資料6-1-④ 「教員情報データベース」

教員データベース

氏名	小坂 浩嗣
氏名(ふりがな)	こさか ひろつぐ
ローマ字表記	KOSAKA Hirotugu
職名	教授
所属教育部	基礎・臨床系教育部
所属コース	教職実践力高度化コース
所属センター	生徒指導支援センター
TEL	088-687-6285
FAX	088-687-6285
E-mail	hkosaka@naruto-u.ac.jp
学位	教育学修士(鳴門教育大学)(○)
学位論文題目	教師-生徒の関係性と受容の意義(修士論文)(修士論文)
現在の研究分野(キーワード)	教育臨床心理学
現在の研究分野(概要)	学校教育における生徒理解について、教師と生徒の相互関係性に着目し教師の共感性、共感的態度、共感的理解を臨床心理学・精神分析学的観点から研究している。
主要担当授業科目	(大学院) チーム総合演習Ⅰ (大学院) 学校アセスメント演習 (大学院) キャリア課題演習 (大学院) 学校課題フィールドワークⅠ (大学院) 進路指導・キャリア教育の理論と実践 (大学院) 教育相談の理論と実践 (大学院) 教職キャリア開発演習 (大学院) 教職総合力開発演習 (大学院) 学校課題フィールドワークⅡ
所属学会	日本心理臨床学会、日本教育心理学会、日本人間性心理学会、日本犯罪心理学会、日本生徒指導学会、日本特別活動学会、日本トラウマティック・ストレス学会、鳴門生徒指導学会
学会及び社会における主な活動	兵庫県五色町教育委員会スクールカウンセラー(平成8年12月～平成11年3月)、徳島県教育委員会スクールカウンセラー(平成9年4月～平成11年3月)、兵庫県教育委員会スクールカウンセラー(平成9年4月～平成12年3月)、兵庫県洲本市教育委員会スクールカウンセラー(平成10年4月～平成12年3月)、兵庫県教育委員会淡路教育事務所スクールアドバイザー(平成9年4月～平成12年3月)、徳島県教育委員会スクールカウンセラー(平成14年4月～現在に至る)、鳴門教育大学校教育学部附属中学校スクールカウンセラー(平成13年4月～平成15年3月)、日本生徒指導学会理事(平成16年4月～平成21年)
主要研究業績	村山正治・造口俊子編・事例に学ぶスクールカウンセリングの実際、執筆担当15頁、共著・分担(編著・編集を含む)、創元社、2007 村山正治編・学校臨床のヒント、第4部 教師へのカウンセリング、共著・分担(編著・編集を含む)、金剛出版、2007 学級力向上をめざした児童・教職員による集団活動の取り組み 日本生徒指導学会、連名、国内学会(全国)、鳴門教育大学、2014 工業高校生に対するマインドマップや対話を活用したキャリア教育プログラムの事例分析 日本生徒指導学会、連名、国内学会(全国)、鳴門教育大学、2014
過去5年間の研究業績	日本生徒指導学会編著・現代生徒指導論、第6章第2節教員養成と研修の在り方(2)大学院レベル、共著・分担(編著・編集を含む)、学事出版、2015 鳴門生徒指導研究、佐藤かおり・小坂浩嗣・小学校における、みんながつながる学級経営をめざした取り組み～あたたかく充実した人間関係を育む集団活動を通して～、共著、第25号、2015 高校保健ニュース、小坂浩嗣・「多様化する局面における養護教諭とスクールカウンセラーの連携」第1回「解決・治療的支援での連携について考える」、単著、2016年1月号、2016 鳴門生徒指導研究、自己指導能力を高めるホームルーム活動の実践－一生を見通すという視点を取り入れて－、共著、第26号、2016 学級力向上をめざした児童・教職員による集団活動の取り組み 日本生徒指導学会、連名、国内学会(全国)、鳴門教育大学、2014 工業高校生に対するマインドマップや対話を活用したキャリア教育プログラムの事例分析 日本生徒指導学会、連名、国内学会(全国)、鳴門教育大学、2014 日本生徒指導学会編著・現代生徒指導論、第6章第2節教員養成と研修の在り方(2)大学院レベル、共著・分担(編著・編集を含む)、学事出版、2015 鳴門生徒指導研究、佐藤かおり・小坂浩嗣・小学校における、みんながつながる学級経営をめざした取り組み～あたたかく充実した人間関係を育む集団活動を通して～、共著、第25号、2015 高校保健ニュース、小坂浩嗣・「多様化する局面における養護教諭とスクールカウンセラーの連携」第1回「解決・治療的支援での連携について考える」、単著、2016年1月号、2016 鳴門生徒指導研究、自己指導能力を高めるホームルーム活動の実践－一生を見通すという視点を取り入れて－、共著、第26号、2016

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/edb/researcher/2010121603729/>

資料 6－1－⑤「鳴門教育大学自己評価結果報告書」

自己評価結果報告書

鳴門教育大学自己評価結果報告書

鳴門教育大学では、「[国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領](#)」に基づき、1事業年度について、組織としての活動状況を自己点検し、教員については設定した目標に対する自己点検・評価を行っており、その評価結果を公開しています。

なお、16年度及び17年度版については書籍として発行しており、その業務実績については[業務実績に関する報告書](#)をご参照ください。

[自己評価結果報告書\(平成27年度版\)](#)
[自己評価結果報告書\(平成26年度版\)](#)
[自己評価結果報告書\(平成25年度版\)](#)
[自己評価結果報告書\(平成24年度版\)](#)
[自己評価結果報告書\(平成23年度版\)](#)
[自己評価結果報告書\(平成22年度版\)](#)
[自己評価結果報告書\(平成21年度版\)](#)
[自己評価結果報告書\(平成20年度版\)](#)
[自己評価結果報告書\(平成19年度版\)](#)
[自己評価結果報告書\(平成18年度版\)](#)

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/011003.html>

《必要な資料・データ等》

基礎データ 3－専任教員の教育・研究業績

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員組織及び教育組織については、「教員定員配置計画」を定め、全学的に管理している。本学教職大学院の専任教員数は、専門職大学院設置基準等の教員数を上回っており、教育課程等を遂行するためには必要な教員を適切に配置している。また、実務家教員も一定比率を確保している。実習指導等においては専任教員の指導体制を整備している。
- 2) 教員の教育及び研究業績については、「教員情報データベース」等によりウェブページにて公開している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 6－2 レベル I

- 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

[基準に係る状況]

本学の教員選考については、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程」で、教員選考を適正かつ円滑に行うために必要な手続きについて定めており、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」、「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申合せ」等に基づき、原則公募制としている（貼付資料 6－2－①～③）。特に、「教員選考調査書」の「業績目録」中に、研究業績に加え「教育上の能力」に係る項目を設けるなど、適切に運用しており、教職大学院において必要とされる教育研究上の指導能力の評価を行っている。

資料 6－2－① 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程」（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則（平成 16 年規則第 21 号）に基づく教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の選考を適正かつ円滑に行うために必要な手続きについて定める。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程）

資料 6－2－② 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学の教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。）の選考基準について定める。

（選考基準）

第2条 教員の選考は、次条から第7条までに規定する資格を有する者について、人格、識見、教育研究業績、経験、学会及び社会における活動、健康状態等を総合的に審査して行う。

（教授の資格）

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下「専門職学位」という。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経験（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (7) 初等中等教育において特に優れた教育経験を有し、かつ、教育行政、学校運営又は教育相談等において、特に優れた実績を有すると認められる者

（准教授の資格）

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経験（外国におけるこれらに相当する職員としての経験を含む。）のある者
- (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）又は専門職学位を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に 5 年以上在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (6) 初等中等教育において優れた教育経験を有し、かつ、教育行政、学校運営又は教育相談等において、優れた実績を有すると認められる者

（講師の資格）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第 3 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則）

資料 6－2－③ 「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申合せ」（抜粋）

1 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程（平成 16 年規程第 7 号。以下「規程」という。）第 6 条の規定に基づき学長に提出する教員選考候補者決定報告書及び国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項（平成 16 年 4 月 1 日学長裁定。以下「要項」という。）第 7 条の規定に基づき人事委員会委員長に提出する教員選考候補者選定報告書に添付する資料として、別記様式第 1 号の教員選考調書及び別記様式第 2－1～7 号の業績目録を候補者の業績に応じて作成するものとする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考手続きに関する申合せ）

また、「徳島県教育委員会との人事交流に関する協定書」に基づき、3 年任期で小学校の現職教員 1 名を准教授として採用するとともに、教職経験及び教育関連行政における勤務経験等、豊富な実務経験を有するみなしう務家教員を配置することで、実践現場の動きを恒常的に導入するための配慮を行っている。

教員の年齢及び性別の構成に関しては、（貼付資料 6－2－④）に示すとおりである。

資料6-2-④ 「教職大学院教員年齢構成表」

(平成29年5月1日現在 単位:人)										
区分		30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~65歳	65~69歳	計
研究者教員	教授					1(1)	1	1		3(1)
	准教授		1		3		1			5
	講師	1								1
	小計	1	1	0	3	1(1)	2	1	0	9(1)
実務家教員	教授						3	3(1)		6(1)
	准教授					1		3(1)		4(1)
	講師				1(1)			1(1)		2(2)
	小計	0	0	0	1(1)	1	3	7(3)		12(4)
合 計		1	1	0	4(1)	2(1)	5	8(3)	0	21(5)

※特命准教授1含む
※実務家教員のうち講師1人は、みな専任
※()は女性教員で内数

(出典 総務課資料)

また、教員の採用・昇任については、「教員選考基準」に資格基準を明記しており、それに基づき、教授、准教授、講師、助教については教員選考委員会を組織し、人事委員会、教育研究評議会の審議を経て決定している(貼付資料6-2-②)。特に、実務家教員の採用・昇格においては、「初等中等教育における教育経験」及び「教育行政、学校運営又は教育相談等における実績」を重視するなど、適切に運用している。

(基準の達成状況についての自己評価 : A)

- 1) 教員の採用、昇格及び再任に関する規則等を全学的に定め、適切に運用している。
 - 2) 実務家教員については、徳島県教育委員会との人事交流及び公募により採用しており、採用・昇格においては、「初等中等教育における教育経験」及び「教育行政、学校運営又は教育相談等における実績」を重視するなど、適切に運用している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準6-3 レベルⅡ

- 教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。

【基準に係る状況】

教員の教育・研究活動に関する評価は、「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」に基づき、「自己点検・評価」及び「業績評価」として実施している。その結果は、教員個人の教育・研究活動に対する自己啓発に資するとともに、教育・研究費の配分及び給与等に反映している。教員の教育・研究の状況については、教員情報データベース、自己評価結果報告書に明記しウェブページに公開している。

教職大学院においては、「外部評価委員会」、「連携協力校運営委員会」、「自己点検・評価委員会」及び「FD部会」を組織し、教育活動の検証・評価・改善を行っている。前述のとおり、全ての授業に対し「大学院生による授業評価アンケート」を実施し、その結果を受けて教員が報告書を作成し、さらにその報告書にFD部会が評価結果のコメントを付す体制を取っており、授業の改善に活用している。

授業担当教員の研究活動内容は、教員情報データベース、自己評価結果報告書に示すとおりであり、教育内容と教員の研究活動との整合性は図られている。

また、平成 23 年度より、鈴鹿市教育委員会と連携事業にかかる協定書を交わし、本学教職大学院教員による、①学校訪問による指導、②教育委員会及び校長会等への指導・助言、に加えて、鈴鹿市教育委員会による、③本学教職大学院への教員派遣の協力、④本学教職大学院が実施する実践研究に関する協力等を進めている。

(別添資料 6－3－1)

さらに、平成 26 年度より、「徳島県の主幹教諭・指導教諭研修における協働事業」を通して、徳島県と鳴門教育大学教職大学院の協働で実施する主幹教諭・指導教諭というミドルリーダー育成のための研修プログラムの開発に取り組んできた。

《必要な資料・データ等》

別添資料 6－3－1 国立大学法人鳴門教育大学と鈴鹿市教育委員会と連携事業に関する協定書

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員の教育・研究活動に関する評価を毎年実施しており、その結果を、各教員の研究費等に反映している。
- 2) 教育委員会との連携を強化し、ミドルリーダー育成、管理職養成等、教職大学院の教育の充実につながる組織的な研究活動等を精力的に行っていている。

以上のことから、本基準について、優れた取組・活動となっている。

基準 6－4 レベル I

○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。

[基準に係る状況]

教員の授業にかかる過重負担解消のために、平成 25 年度のカリキュラム改編の際に、現任教員にかかる単位数を軽減し、時数を 180 時間から 120 時間に軽減した。このことにより、実習にかかる巡回指導等の負担を軽減した。また、共通科目、専門科目においても、それまで 1 科目 2 単位の授業をティーム・ティーチングにより展開していたが、1 科目 1 単位でそれぞれの教員の専門性がより発揮されるように工夫し、授業負担を軽減した。学部授業においても、実務家教員の新規採用やコースを越えて担当することにより授業負担を軽減した。

これらカリキュラム改編の背景に、平成 20 年度教職大学院設置からの教員の実習指導のスキルの向上、院生の実習を通じた実践研究の蓄積等により、実習指導の効率化が可能になったことがある。また、共通科目、専門科目における教員の単独授業の増加においても、実務家教員の研究実績の蓄積や研究者教員の現場指導の実績の蓄積が背景にあり、授業の質的担保について配慮されている。なお、実習担当においては、研究者教員と実務家教員が原則としてチームを組んで指導を行うこととしており、教職大学院コラボレーションオフィスにおいて実習担当教員の調整を図っている。このような状況を踏まえながら、教職大学院の授業科目は、専門職大学院設置基準等に基づき適切に設定し、運用している。

また、教職大学院の各コース担当の学生定員に対する各教員の学生指導数は平均約 2.38 人であり、適切に担当を割り振っている（貼付資料 6－4－①）。

資料6-4-① 「学生指導の状況」

(平成29年5月1日現在 単位:人)

コース名		学生定員	専任教員数	学生指導数
教職実践力高度化コース	現職教員対象	30	10	3.00
教員養成特別コース	学部卒対象	20	11(※)	1.82
計		50	21	2.38

※なし専任教員1名含む

(出典 教務企画課資料)

《必要な資料・データ等》

基礎データ2-専任教員個別表参照

(基準の達成状況についての自己評価:A)

1) 専任教員が担当する授業数及び学生指導数を適切に割り振っている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、学校現場で生起する様々な問題や院生が抱える様々な課題意識に多面的に対応できるようにするために21名の教員がコースを越え、専攻全体で院生の学びを支援できるように体制を整えている。

実習指導、授業等においては、実務家教員と研究者教員が協働的に職務を遂行するだけでなく、各教員の専門性の違いを活かして教育活動を展開している。そのことによって、理論と実践とを融合させながら院生の実践的な力量形成をより効果的に具現化できるよう体制を整えている

基準領域 7 施設・設備等の教育環境

1 基準ごとの分析

基準 7-1 レベル I

- 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に係る状況]

施設・設備に関しては、学生の自主的学習のための施設として、1年次の院生用に4室（院生研究室 A502, A515, ゼミナール室 A513, A514），2年次の教職実践力高度化コースの院生用に3室（資料分析実習室），2年次の教員養成特別コースの院生用に2室（音声編集室・録音室，教員養成特別院生研究室）が整備されている。各院生室には学生個人毎に机・いすが整備されており、十分なスペースが確保されている。また、セ 307 を除く各部屋には共用パソコンが一台ずつ、カラーレーザープリンタが一台以上設置されている。さらに、有線 LAN や無線 LAN によって個々の学生がインターネットに接続できるように環境も整えており、学生の研究及び実習等の実践準備等に有効に活用されている。なお、情報機器については、全学共通施設である情報基盤センター及び学内各棟の端末室でも利用できる他、本学附属図書館でも情報検索のための機器が提供されている。

その他、本学教職大学院の共用スペースとして、①ゼミナール室（5室），②資料編集室（1室），③連携推進室（1室）が整備されており、教員による学生の指導や学生のグループによる共同作業等、資料や教材作成・編集、蓄積された資料の保管や閲覧等に活用されている（貼付資料 7-1-①、別添資料 7-1-1）。

資料 7-1-① 「教職大学院関連施設」

- ①教職大学院資料分析実習室（3室）…人文棟 A417（右），A421（左），A421（右）
- ②教職大学院ゼミナール室（7室）…人文棟 A417（左），A423, A513, A514, A717(A), A717(B), A717(C)
- ③教職大学院資料編集室（1室）…人文棟 A422
- ④教職大学院連携推進室（1室）…人文棟 A416
- ⑤教員養成特別院生研究室（1室）…地域連携センター セ 308
- ⑥音声編集室・録音室（1室）…地域連携センター セ 307
- ⑦教職大学院生研究室（2室）…人文棟 A502, A515

教員養成特別コースについては、学生が模擬授業や授業実践の振り返りを行いやすいよう、タブレット（iPad 10台）・ビデオカメラ（15台）と大型液晶テレビを整備し環境を整えている。また、教職大学院ゼミナール室を模擬授業が行いやすいように設備を整えるなど、学生の実践力の向上につながるための環境整備を進めている。

図書、学術雑誌等に関しては、本学附属図書館に教職大学院に必要な実践的研究のための資料が蓄積されており、学生に活用されている。平成 28 年度末の時点での図書の蔵書は 353,777 冊、雑誌の蔵書は 4,004 種ある。大学 Web ページからは OPAC や CiNii が利用できるのに加え、約 9,000 タイトルの電子ジャーナルが利用できる（別添資料 7-1-2）。また、附属図書館には、約 4,200 冊の教育実践資料が配置されている。教職大学院向けの図書と修士課程向けの図書は、配架において区別されていない。しかし、教職大学院の教員により、教職大学院の学生用の図書が平成 28 年度には約 37 万円分選定され配架されている（別添資料 7-1-3）。

図書館の利用については、全ての学生に附属図書館利用案内が配布されており、そこには図書利用方法等が明記されている（別添資料 7-1-4）。また、年度当初には、「新入生のための図書館オリエンテーション」が

実施されている（別添資料 7－1－5）。

附属図書館だけでなく、教員養成特別院生研究室には、学生の実習先で使用されている教科書に関わる指導書が配置されている。また、教職大学院ゼミナール室 A423 には文部省及び文部科学省の昭和 52 年以降の研究開発学校の研究紀要をはじめ全国の研究先進校の研究紀要が数多く収集され、都道県別に整理されて学生に公開されている。

《必要な資料・データ等》

別添資料 7－1－1 教職大学院関連施設平面図

別添資料 7－1－2 利用サービス状況および附属図書館蔵書数

別添資料 7－1－3 附属図書館予算

別添資料 7－1－4 附属図書館利用案内

別添資料 7－1－5 新入生のための図書館オリエンテーション資料

（基準の達成についての自己評価：A）

1) 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等を整備し、有効に活用されている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

情報通信環境としては、全学的に無線 LAN を利用する環境が整っており、院生研究室等での自学自習中や授業の活動中でもウェブ経由で必要な情報を即座に調べ、参照することができる。

基準領域 8 管理運営

1 基準ごとの分析

基準 8-1 レベル I

- 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

[基準に係る状況]

教職大学院の管理運営に関する事項を審議するため、専攻会議及びコース会議を設置している。専攻会議及びコース会議の構成、審議事項は、「鳴門教育大学教育研究組織規則」第6～9条に規定している（貼付資料8-1-①）。

専攻会議は、定期的に開催することとしており、平成28年度は、定例（第4水曜日開催）の会議を11回開催したほか、必要に応じ臨時会議及びメール会議を実施した（別添資料8-1-1）。

また、専攻内の教職実践力高度化コースでは、コース会議を原則として毎週1回開催することとし、平成28年度も同頻度でコース会議を実施した（別添資料8-1-2）。また、学部卒学生対象の教員養成特別コースにおいても、よりきめ細かな情報共有と合意形成を図るために、コース会議を隔週で定期的に行った。（別添資料8-1-3）。

本学教職大学院の組織及び運営については、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程」に規定している（別添資料8-1-4）。また、専攻運営組織規程第1条第2項において、教職大学院の運営は「教職大学院コラボレーションオフィスと協同して行う」と規定し、「鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス規程」が定められている。「教職大学院コラボレーションオフィス」では、教育委員会・実習校等との連携、教育課程の編成、学生に対する教育支援等について迅速な意思決定を行う必要があることから、コラボレーションオフィス長、チーフコーディネーター、コラボレーションオフィス担当教員（コーディネーター）及び事務担当者（教務企画課職員）を構成員とする「コラボレーションオフィス会議」（第3水曜日開催）を開催し、審議結果等は、専攻会議へ上程・報告している。さらに、入学者選抜に係る事項、教育課程の編成、課程の修了等に関する事項については、専攻会議の審議を経た後、入試委員会、教務委員会等に上程し、全学的な検討を行っている。

また、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程」第2条の規定に基づき、本学教職大学院の運営組織として「教職大学院外部評価委員会」、「教職大学院連携協力校運営委員会」、「教職大学院自己点検・評価委員会」を設置している。

なお、上記の管理運営に関しては、教育支援業務を担当する教務企画課のほか、自己点検・評価等を担当する企画課、入試及び入試広報を担当する入試課等と連携をとりながら、業務を遂行している。

資料 8-1-① 「専攻会議及びコース会議」

第 3 章 専攻及びコース

第 1 節 (略)

第 2 節 専攻長及び副専攻長

(専攻長等)

第 6 条 各専攻に、学則第 25 条第 2 項に規定する専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻における教育及び運営に係る業務を掌理する。

3 各専攻に専攻長の業務を補佐するため、必要に応じて、副専攻長を置くことができる。

第 3 節 専攻会議

(専攻会議)

第 7 条 各専攻に、当該専攻の教育を担当する教員をもって構成する専攻会議を置くものとする。ただし、人間教育専攻及び教科・領域教育専攻については、置かないことができる。

2 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。

3 専攻会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 各専攻の教育課程の編成に関する事項

(2) 学位論文（専門職学位課程にあっては、学修評価）、選抜試験、課程の修了及び就職等に関する事項

(3) 教授会等から検討を依頼された事項

(4) その他専攻長が必要と認めた事項

第 4 節 コース長及びコース会議

(コース長)

第 8 条 各コースに、教育及び運営に関する業務を処理するため、コース長を置く。

(コース会議)

第 9 条 各コースに、当該コースに配属された教員をもって構成するコース会議を置く。

2 コース会議に議長を置き、コース長をもって充てる。

3 コース会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。ただし、専攻会議を置かない専攻のコースにあっては、第 7 条第 3 項各号に掲げる事項を含む。

(1) 各コースの教育課程の編成等に関する事項

(2) その他コース長が必要と認めた事項

(出典 「鳴門教育大学教育研究組織規則」)

《必要な資料・データ等》

別添資料 8-1-1 高度学校教育実践専攻会議次第

別添資料 8-1-2 教職実践力高度化コース会議次第

別添資料 8-1-3 教員養成特別コース会議次第

別添資料 8-1-4 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 本法人の管理運営組織として、国立大学法人法に基づき役員会等を設置するとともに、教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を設置している。そして、その下で、本学教職大学院の教育研究及び運営に係る事項を審議するため、専攻会議・コース会議を定期的に開催し、教職大学院コラボレーションオフィスとの協同による運営体制を構築するなど、教職大学院の運営を有機的かつ効果的に行うための委員会を設置しており、教職大学院の目的を達成するため、専任教員が一体となって教育活動を行う体制・組織を整備している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 8-2 レベル I

- 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。

[基準に係る状況]

本学では、運営費交付金の中から、各コースに所属する教員の教育研究業績（業績評価による傾斜配分）、学生数等を勘案して、教育研究に係る経費を配分している。教職大学院においては、専攻会議の議を経た上で、専攻共通経費、コース別共通経費、各専任教員の教育・研究費として再配分している。（別添資料 8-2-1）また、連携協力校に対する実習に係る経費及び専任教員による実習担当に係る経費等、実習の実施に関する経費については、「教職大学院実地指導経費」として措置している。

《必要な資料・データ等》

別添資料 8-2-1 平成 28 年度学内予算編成方針

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教職大学院の各コースに配分される教育・研究活動経費は、専攻会議の議を経て、教職大学院の運営及び教育活動等に係る経費として適切に再配分している。
- 2) 実習等に係る経費については、「教職大学院実地指導経費」として措置している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 8-3 レベル I

- 教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の理念・目的、教育方法、入学者選抜、教育・研究、組織・運営、施設・設備等を教育委員会、学校、教員等に広報する方策として、「大学院ガイドブック」（前掲別添資料 1-2-1）、「リーフレット」（前掲別添資料 2-3-1）、「パンフレット」（別添資料 8-3-1）等を作成し、また教職大学院の成果発表等の諸行事報告や入試案内に関する情報誌として「鳴門教育大学教職大学院 Newsletter」（別添資料 8-3-2）を発行し、教育委員会、学校等に配付している。さらに、学内外から自由に閲覧できる本学ウェブページにおいて、本学教職大学院の特色や教育研究活動等を公開しており（貼付資料 8-3-①），大学院入試案内、大学院紹介用のビデオ等も公開している。

資料 8 - 3 - ① 「教職大学院ウェブページ」（抜粋）



TOP > 学部・大学院・附属施設 > 大学院 > 鳴門教育大学教職大学院について

鳴門教育大学教職大学院について

鳴門教育大学教職大学院

学校教育研究科高度学校教育実践専攻（教職大学院）では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、学校や地域で指導力を発揮できる教員と、実践的対応力に優れた新人教員を養成します。設置するコースは、主として現職教員を対象とする「教職実践力高度化コース（定員35人）」、学卒者を対象とする「教員養成特別コース（定員15人）」の2コースです。

本学の教職大学院では、現職教員学生、学卒学生、それぞれのキャリアに応じたきめ細かい教育を行います。また、実務家教員と研究者教員がチームワークを発揮して指導を行うのが、特徴です。

教職大学院修了者には、「教職修士（専門職）」の学位が授与されます。また、専修免許状の取得が可能です。

カリキュラムの魅力ある5つの特色

幅広く、体系化されたカリキュラムで学びます

3つの力（教育実践力、自己教育力、教職協働力）からなる教職実践力を磨きます

クロス・キャリア・ラーニングで学びを深めます

可視化された到達目標で見通しを持って学べます

実習科目を主軸としたOJTにより真の実践力を高めます

充実した教育体制で質の高い教育を保障

学校現場の教育活動や学校経営等の改善に連動

実務家教員と研究者教員をバランスよく配置

優れたリーダー教員の育成

カリキュラムの編成

教職大学院では、実習科目を中心にカリキュラムが編成されます。共通科目や専門科目で学んだことを実習科目で活用・検証し、2年間の学修の成果と課題を「最終成果報告書」にまとめます。

教職実践力高度化コースのカリキュラム

1年次前期に共通科目、後期に専門科目を履修しながら、自己の教職経験を省察したり、勤務学校の課題をアセスメントします。

2年次は、実習科目を中心に専門科目と連動させて、勤務学校での実習に取り組みます。

修了要件 共通科目20単位、専門科目18単位、実習科目10単位、計48単位以上

（出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ）

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/schools/02/004.html>

《必要な資料・データ等》

前掲別添資料 1 - 2 - 1 鳴門教育大学大学院ガイドブック 2017

前掲別添資料 2 - 3 - 1 教職実践力高度化コース：鳴門教育大学教職大学院に学ぶCASE 8

別添資料 8 - 3 - 1 パンフレット「理論と実践の往還により確かな専門性を高めます。」

別添資料 8 - 3 - 2 鳴門教育大学教職大学院 Newsletter

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 本学教職大学院の理念・目的、教育方法、入学者選抜、教育・研究、組織・運営、施設・設備等を広く社会に周知するため、広報誌として「大学院ガイドブック」、「リーフレット」、「パンフレット」、「教職

大学院 Newsletter」を発行し、教育委員会等へ配付している。さらに、本学教職大学院の特色等は、ウェブページにおいても公開している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

「教職大学院外部評価委員会」では、四国 4 県の教育委員会関係者を構成員とするなど徳島県はもとより、四国 4 県の教育委員会との連携構築を推進している。

「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し、教育委員会・学校との円滑な連携調整を行う体制を整備し、機能させている。

徳島県教育委員会と「人材育成協議会」を設置し、協議を重ねた結果、平成 23 年度から大学院修士課程（2 年生）在籍者や進学予定者が小学校教員試験に合格した場合、採用を大学院修了まで延長できる制度が新設された。

基準領域 9 点検評価・FD

1 基準ごとの分析

基準 9-1 レベル I

- 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院では、平成20年度より教職大学院独自の「自己点検・評価委員会」を設置し、「教職大学院自己点検・評価実施要領」（別添資料9-1-1）に基づき組織的に自己点検・評価を実施し、「自己評価書」としてまとめている（別添資料9-1-2）。また、本学教職大学院において組織的なFD事業を推進するため、「FD部会」を設置し、全授業科目を対象とした学生による授業評価及び公開授業等を実施している（別添資料9-1-3）。

資料 9-1-① 「FD判定基準」

「教職大学院授業評価アンケート調査結果の集計・分析」に対する 判定基準と「FD部会からのコメント」について

教職大学院 FD 部会

1. 「3段階評価」の判定基準と内容

(1) 判定基準

- A : アンケート項目の全てにおいて、2と1の回答者数が、全回答者数の20%未満である。
- B : アンケート項目中の1～数項目（5項目程度）で、2と1の回答者数が全回答者数の20%以上である。
- C : アンケート項目中の数項目（5項目程度）以上で、2と1の回答者数が全回答者数の20%以上である。

(2) 内容

- A : 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を十分達成していると判断できます。今後も、シラバスにしたがって授業を進めてください。
- B : 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を概ね達成していると判断できます。受講生と授業者の評価結果を踏まえ、授業の目的を十分達成できるよう、課題として指摘のあった授業内容・授業方法を検討し、必要な改善を図った上で今後の授業を行ってください。
- C : 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を達成できていないと判断できます。受講生と授業者の評価結果を踏まえ、授業の目的を十分達成できるよう、課題として指摘のあった授業内容、授業方法を十分に検討し、改善を図った上で今後の授業を行ってください。

2. 「FD部会からのコメント」の基本的な考え方

- (1) 「FD部会からのコメント」の継続性を考慮し、主観性を排除し、できる限り客観性があり、かつ改善の方向性がみえるコメントとする。
- (2) コメントの内容は、A, B, C の「3段階評価」とし、3段階それぞれの内容を文章で示す。
- (3) B, C評価の場合は、必要に応じて、改善の具体的な内容を記した追加コメントを付すことができる。

（出典 専攻会議資料）

学生による授業評価の方法として、全授業科目を対象とした授業評価アンケートを実施している。その評価項目は、「教師の実践力の習得に役立つ内容であった」、「学校現場のニーズと適合し、学校や地域のリーダーとして指導力を発揮するのに役立つ内容であった」など、教職大学院の目的を踏まえたものとなっている（別添資料 9-1-4）。アンケートは、各授業の最終講義直後に実施し、集計する。集計結果は各授業科目の担当教員に示し、担当教員は改善点等を検討した上で、FD 部会に分析結果を提出する。FD 部会は、集計・分析結果を基に 3 段階評価を行い、各授業科目担当教員に対して個別にコメントを付してフィードバックする体制を取っており、特に改善を要すると評定された授業については、担当教員に改善を促すことで、教育の質の向上、改善のための取組を組織的に行っている（貼付資料 9-1-①）。

学生からは、受講生による授業評価の他、教職大学院の教育方法、カリキュラム、学習環境等について定期的に意見交換会を開催し、学生からの意見を聴取し対応するとともに、専攻会議で報告の上、改善策を検討する等、教育状況等の改善・向上に努めている。

また、授業公開・授業検討会、シンポジウム及び「外部評価委員会」を開催することで、学外関係者（教職大学院を開設している大学の関係者、教育委員会の関係者等）の意見や専門職域に係わる社会のニーズを調査し、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映している。平成 28 年度には、6 月に「授業公開」を開催した（貼付資料 9-1-②）。

資料 9-1-② 「平成 28 年度『授業公開』開催要項」

平成 28 年度 鳴門教育大学 教職大学院 授業公開開催要項

1 開催趣旨

鳴門教育大学教職大学院は、平成 20 年に創設され、各県教育委員会をはじめ、各市町村教育委員会、各学校の教職員のご理解とご支援とをいただきながら、学校現場が抱える教育課題をテーマに教員人材育成と資質の向上をめざし、カリキュラムや授業改善等に取り組んでおります。

その一環として、県内外に授業を広く公開し、多くの意見をいただくことにより、カリキュラム並びに授業改善に一層の充実発展をめざします。

2 主 催 国立大学法人鳴門教育大学

3 日 時 平成 28 年 6 月 1 日（水） 10：15～13：50

4 会 場 鳴門教育大学 講義棟及び地域連携センター

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748
(TEL: 088-687-6678)

5 日 程

	9:45	10:15	10:40	12:10	12:50	13:50
	10:30					
受付	開会行事	移動	【授業公開】 「授業づくりのチーム演習」 講義棟 3 階 B302, B303, B304, B305, B306	移動	外部評価委員会 人文棟 6 階 A3 会議室	
人文棟 1 階	人文棟 6 階 A3 会議室		【授業公開】 「教職キャリア開発演習」 地域連携センター 1 階 多目的教室 2 階 教授スキル室	・昼食	意見交換会 本部棟 3 階 第一会議室	

◇開会行事

開 会 小坂浩嗣（高度学校教育実践専攻長）
 挨 拶 山下一夫（鳴門教育大学学長）
 進 行 久我直人（高度学校教育実践副専攻長）

6 授業公開

☆ 授業計画「授業づくりのチーム演習」

- (1) 授業者：葛上秀文准教授他、全教員
- (2) 受講生：教職実践力高度化コース 1 年次生及び教員養成特別コース 1 年次生
- (3) シラバスにおける本時の位置づけと目標

本科目は、授業づくり（授業設計→授業実践→授業省察）のサイクルを通して、現職院生は、学卒院生に対して、どのように支援を行うか、チームの現職院生と協力しながら考える。学卒院生は、現職院生とのかかわりの中で、授業づくりを高めるのに必要な知識やスキルを習得する。

前期では、学卒院生（小学校教員希望 2 名と中学校教員希望 1 名）に対し、現職院生の 6 ~ 7 名がチームとなり（全 5 チーム）、小中の接続を見通した授業設計、授業実践、授業省察を行う。

本時は、小・中学校の授業づくりについて、チームで設計した同じ指導案をもとに、学卒院生、現職院生がともに模擬授業を行い、その授業をもとに授業検討を行う。

検討を通して、現職院生は、授業設計を行う際、学卒院生に指導するポイントを整理する。学卒院生は、授業設計を行う際、子どもの学習活動を支える手立てについて、より詳細に設計できるポイントを整理する。

☆ 授業計画案「教職キャリア開発演習」

- (1) 授業者：大林正史講師他、全教員
- (2) 受講生：教職実践力高度化コース 2 年次生及び教員養成特別コース 2 年次生
- (3) シラバスにおける本時の位置づけと目標

本科目は、現職院生と学卒院生との合同科目で、前期と後期にそれぞれ集中型で授業を実施する。前期には、現職院生と学卒院生とに分かれて実施し、後期には現職院生と学卒院生が一緒になった混成グループで実施する。本時では現職院生のみによるキャリアグループでの授業形態となっている。キャリアグループはリーダー、ミドル、ニューの 3 グループあり、各キャリアグループが 2 班に分かれてラウンドテーブルを行う。

本時の目標は、現職院生がラウンドテーブル形式での話し合いを通して、学校課題フィールドワークの取り組みを語りながら、院生自身の実習に関わる課題やその実際を踏まえて、教職におけるキャリアとその発達についての考えを深めることである。

本時の展開は、現職院生が 2 年次の 4 月から実施している実習科目「学校課題フィールドワーク I」での実習の取組内容をまとめ、実習で取り組んでいる自身の課題について検討事項を提起し、キャリアグループでの集団討議を通して、課題解決のための自身の役割やその任務を遂行することめざすべき方向性を展望する。

（出典 教務企画課資料）

授業評価アンケートをはじめとする学生対象の調査結果、外部評価委員会の記録等、自己点検・評価に関わるデータは、教職大学院コラボレーションオフィスにおいて管理されており、必要な場合にはすみやかに提出できる。また、本学教職大学院の設置された平成 20 年度以降の自己評価書、および平成 27 年度に実施された教職大学院認証評価自己評価書については、本学 Web ページにて公開されている。

《必要な資料・データ等》

- 別添資料 9-1-1 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻自己点検・評価実施要領
- 別添資料 9-1-2 平成 27 年度教職大学院自己評価書
- 別添資料 9-1-3 平成 28 年度鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育専攻（教職大学院）授業評価報告書
- 別添資料 9-1-4 「教職大学院授業評価アンケート調査の集計・分析」に対する判定基準と「F D 委員会からのコメント」について

(基準の達成についての自己評価 : A)

- 1) 「自己点検・評価委員会」を設置し、実施要領に基づき自己点検・評価を組織的に行っている。
- 2) 学生による授業評価の他、教職大学院の教育方法、カリキュラム、学習環境等についての意見交換会を定期的に開催し、学生からの意見を聴取し対応するとともに、専攻会議で報告の上、改善策を検討する等、教育状況の改善・向上を行っている。
- 3) 外部評価委員会において、学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズを調査し、点検評価を行っている。
- 4) 授業評価アンケートについては各担当教員に直接フィードバック、データの検討を求めることで授業改善につなげている。また他の調査結果については専攻会議を通して全教員にフィードバックして検討し、特に必要な場合は F D 部会で検討し改善につなげている。
- 5) 自己点検評価や外部評価等に用いられた情報・結果は、教職大学院コラボレーションオフィスにおいて適切に管理されており、必要に応じて速やかに提出できる状態にある。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 9 - 2 レベル I

- 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

[基準に係る状況]

個々の教員は、授業の質の向上を図るために、前期授業の評価の結果に基づき、それぞれの後期授業及び次年度の授業の教育内容・教育方法等について改善を図ることとしている（別添資料 9 - 2 - 1）。

また、教職大学院にふさわしい教育課程、教育内容、教育方法等とするため、「F D 部会」、「コース会議」、「専攻会議」等を開催し、教育方法等の改善に取り組んでいる。なお、これらの委員会等で検討した結果は、「授業公開・授業検討会」、「外部評価委員会」等において公表している（前掲貼付資料 9 - 1 - ②）。

ファカルティ・ディベロップメントについては、学生や教職員のニーズを反映させるために、前述のように制度を確立し、組織的に活動している。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るために、授業の計画、実施、評価の各段階で綿密な打ち合わせを行っている。

本専攻における実習は、研究者教員と実務家教員が複数で担当し緊密に連携する体制を組み、指導を行っている。その中で、研究者教員の持つ理論的な知見と、実務家教員の持つ実践的な知見を融合させることによって、学生の実習の成果を高めるとともに、その過程が研究者教員、実務家教員相互の知見を学び合う機会となっており、指導内容・方法のより一層の充実が図られている。

《必要な資料・データ等》

別添資料 9 - 2 - 1 平成 28 年度「コース等及び教員による自己点検・評価」（最終報告と学長の評価結果）

(基準の達成についての自己評価 : A)

- 1) 個々の教員が授業評価の結果に基づき、教育内容・教育方法等について改善を図っている。
- 2) 学生や教職員のニーズを反映した F D 事業を組織的に実施している。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るために授業の計画、実施、評価の各段階で打ち合わせを行っており、教員相互の

知見を学び合うことにより、学生への指導の充実を図っている。

以上のことから、優れた取組、活動となっている。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、教育の質を保証するとともに、学生、教育委員会、学校関係者の意見も踏まえ改善を図っている。

教職大学院としての到達目標を定め、その到達を保障するカリキュラムの体系化を進めている。学生に対しては、到達目標に対する自己評価を行わせ（2年間で3回）、その結果に基づいて、各自、それ以後の学習の課題設定を行っている。また、日々の学習の成果については、週録として報告し、主に指導教員がその状況を確認している。

大学教員は、開設科目と到達目標を関連付け、その観点について、学生それぞれを評価し、その結果を学生に通知するとともに、学生の授業評価と対応させ授業改善を進めている。教育委員会及び学校関係者に対しては、実習における学生の状況を到達目標と関連付けて評価することを求め、その結果を基に、大学側として、教育成果の検証に活かすこととしている。大学教員、学生、教育委員会等の意見について、到達目標とそれに準拠したカリキュラムのもとに集約することで、組織的かつ効率的に教育の質の改善を図ることが可能となっている。この点について、連携協力校、教育委員会の評価も高く、本学教職大学院の特記すべき特徴といえる。

基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携

1 基準ごとの分析

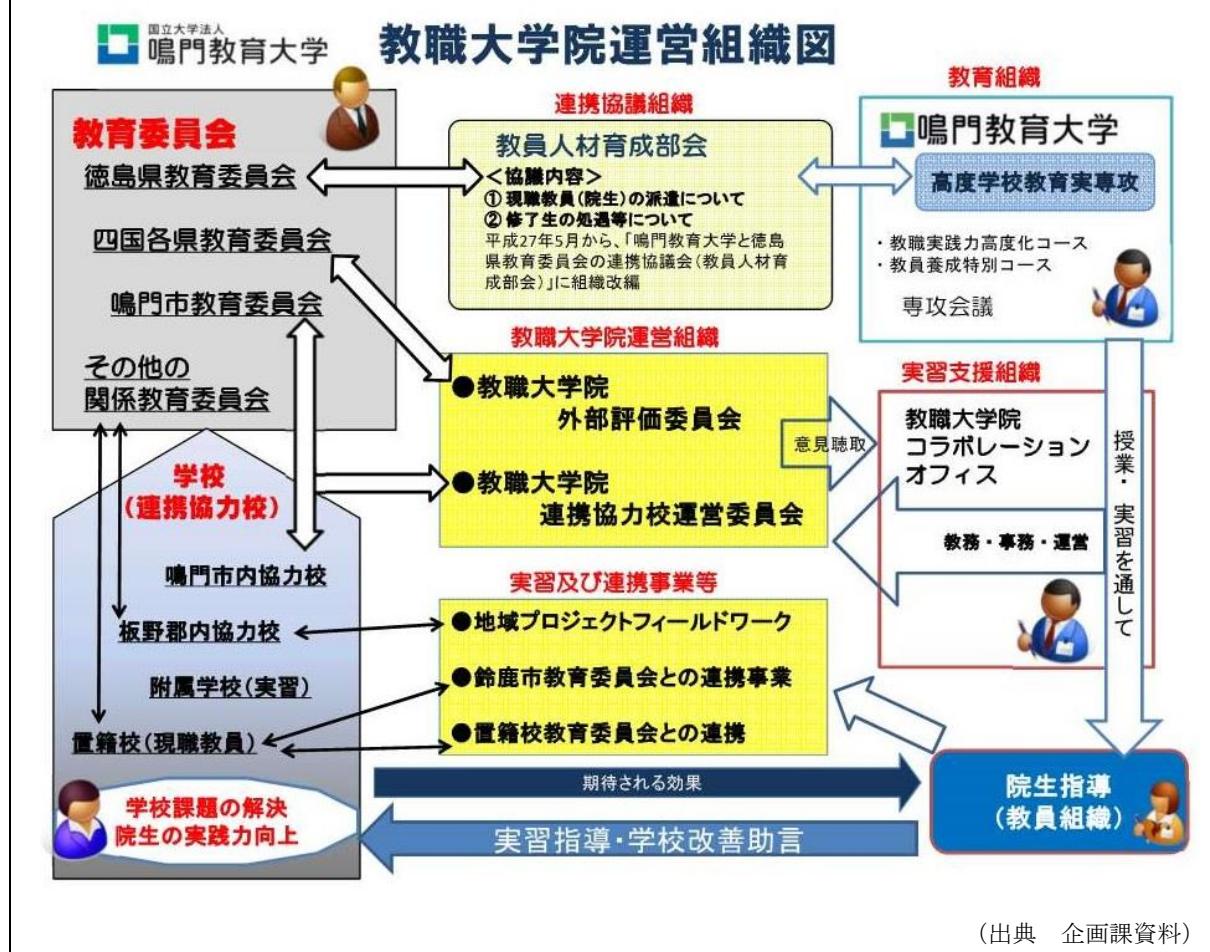
基準 10-1 レベル I

- 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

[基準に係る状況]

教育委員会及び学校との連携を推進するため、本学教職大学院では、高度学校教育実践専攻の運営組織として、「教職大学院外部評価委員会」（以下「外部評価委員会」）、「教職大学院連携協力校運営委員会」（以下「連携協力校運営委員会」）を設置するとともに、地域プロジェクトフィールドワーク（異校種実習）に係る教育長等との意見交換会や、個別に教職大学院と連携協定を結んでいる教育委員会との連携など、多種の連携体制・事業を組んでいる。これらの連携に係る連絡調整を円滑に遂行するため「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し、教育委員会及び学校との連携構築のための体制を整えている（貼付資料 10-1-①）。

資料 10-1-① 「教職大学院運営組織図」



「外部評価委員会」は、本学教職大学院のカリキュラム、教育内容、教育方法等に関して、教育委員会サイドからの意見を聴取することを主たる目的とするものであり、平成 28 年度の構成メンバーは、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、静岡県、岐阜県、三重県、奈良県、和歌山県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県等である。

媛県、高知県の各教育委員会の関係者と、本学関係者で構成されており、年間 2 回のペースで開催されている。平成 28 年度については、外部評価委員会を 2 回実施した。第 1 回目は、教職大学院の授業公開時（平成 28 年 6 月 1 日）であり、実際の授業を参観した後、外部評価委員会を開催した。第 2 回目は、修了生の成果発表会（平成 29 年 2 月 5 日）に合わせて開催し、修了生の学修成果に関するプレゼンテーションを実施し、教育委員会関係者の意見を聴取した。この会議で提示されたデマンドサイドからの意見・要望については、専攻会議で専任教員に報告され、教職大学院の教育改善に反映している。（別添資料 10-1-1）

また、「連携協力校運営委員会」は、現職教員学生が行う実習「地域プロジェクトフィールドワーク」、学部卒学生が行う実習「基礎インターンシップ」及び総合インターンシップ I・II のそれぞれについての企画・評価、指導方法の評価改善等を行うことを目的として設置している。それぞれの実習毎に、実習先の教育委員会関係者、連携協力校の代表者及び本学関係者で構成されており、実習に係る教育委員会・学校からのアンケート結果及び受講生の授業評価アンケート結果についてフィードバックを行うとともに、意見等を聴取した。

なお、その他の連携体制については、隨時会議等を実施し、上記の常設の運営組織のみならず、多くの関係教育委員会と協議しながら、教職大学院の教育改善を行っている。（別添資料 10-1-2）

これらの諸会議などを連絡調整する機関として、「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置している。ここでは、教育現場での実務経験を有するスタッフ（チーフコーディネーター 1 名：前小松島市教育長）と専任教員から選出されたコーディネーター（4 名）を配置し、主として現職教員学生の現任校実習、板野郡各町で実施している地域プロジェクトフィールドワーク、また、鳴門市で展開している新人教員養成のための実習等についてなど、教育委員会、学校等との日常的で緊密な連絡調整業務を遂行している（貼付資料 10-1-②）。

資料 10-1-② 「鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス規程」

鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス規程

平成 20 年 3 月 26 日
規 程 第 6 9 号

改正 平成 22 年 3 月 24 日規程第 33 号
平成 26 年 3 月 24 日規程第 13 号

（設置）

第 1 条 鳴門教育大学教育研究組織規則（平成 20 年規則第 2 号）第 14 条の規定に基づき鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス（以下「オフィス」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 オフィスは、鳴門教育大学教職大学院の円滑な実習運営等を行うことを目的とする。

（業務）

第 3 条 オフィスは、次に掲げる業務を行う。

（1）教職大学院における実習の運営等に関して、教育委員会、連携協力校及び現職教員勤務校（現任校）（以下「連携協力校等」という。）との連絡・調整に関すること。

（2）連携協力校等における研修支援、研究支援に関する相談・企画の業務に関すること。

（3）その他教育委員会及び連携協力校等との連携に関すること。

（組織等）

第 4 条 オフィスに、次に掲げる職員を置く。

（1）鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス長（以下「オフィス長」という。）

（2）鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター（以下「チーフコーディネーター」という。）

（3）鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）

（4）学長が必要と認めた者

2 オフィス長は、鳴門教育大学教職大学院の高度学校教育実践専攻長をもって充てる。

3 チーフコーディネーターは、教育現場での実務経験を有する者をもって充てる。

4 コーディネーターは、高度学校教育実践専攻の教育を担当する専任教員 4 人以上をもって充てる。

（任期）

第 5 条 オフィス長、チーフコーディネーター及び学長が必要と認めた者の任期は、それぞれ 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2 コーディネーターの任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第 6 条 オフィス長は、オフィスの業務を統括する。

2 チーフコーディネーター及びコーディネーターは、オフィスの業務を処理する。
(オフィス会議)

第 7 条 オフィスに、第 3 条に掲げる事項を協議するため、オフィス会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、第 4 条に規定する職員をもって構成する。

3 オフィス長は、会議を招集し、その議長となる。

4 オフィス長に事故あるときは、チーフコーディネーターがその職務を代行する。
(構成員以外の者の出席)

第 8 条 議長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。
(事務)

第 9 条 オフィスの事務は、教務企画課において処理する。
(細則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、オフィスの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（出展 総務課資料）

さらに、創設時から、徳島県教育委員会との間では、教育委員会における人材養成研修と、本専攻への派遣研

修との関連について、意見交換を行ってきた。平成 22 年度から新たに、「教員人材育成連絡協議会」を設置し、教職大学院への現職教員学生の派遣及び修了生の処遇等に関して、協議を重ねた結果、学生の教員採用試験合格者名簿の有効期間の延長等の措置がなされるなど、具体的な成果をあげた（貼付資料 10-1-③、及び別添資料 10-1-2）。

資料 10-1-③ 「鳴門教育大学と徳島県教育委員会との教員人材育成連絡協議会要項」（抜粋）

（目的）

第 2 条 協議会は、徳島県教育委員会との緊密な連携のもと、主として教職大学院制度を徳島県教員の人材育成に活用するという観点から、相互の理解をさらに深め、徳島県教員の資質・力量の向上を図り、本県教育の発展・活性化に寄与することを目的とする。

（組織）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 徳島県教育委員会

- ア 教育長
- イ 教育次長（県立学校担当）
- ウ 教育次長（小中学校担当）
- エ 教職員課長
- オ 教職員課主幹（小中学校担当）
- カ 教職員課主幹（県立学校担当）
- キ 教職員課人材育成担当総括管理主事

(2) 鳴門教育大学

- ア 学長
- イ 副学長（教育・研究担当）
- ウ 副学長（社会連携担当）
- エ 高度学校教育実践専攻長
- オ 基礎・臨床系教育部長
- カ 教員養成特別コース長
- キ 教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター

（議長）

第 4 条 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集し、総括する。

（協議事項）

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 教職大学院等を活用した徳島県教員の人材育成の在り方に関する事項
- (2) 教職大学院等への現職教員の派遣並びに処遇に関する事項
- (3) 教職大学院等の市町村教育委員会、学校への情報提供等に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

（出典 総務課資料）

平成 27 年 5 月には、「鳴門教育大学と徳島県教育委員会の連携協議会」が発足し、学力向上などの専門部会を設置するなど、全学あげての連携体制を構築したが、その中に設置した「教員人材育成部会」に、同業務を移管し、現在に至っている。（別添資料 10-1-3）

また、学び続ける教員を支援し、県内における教員研修等のネットワーク化を図るために徳島県西部と南部の 2 カ所に設置したサテライト研修室では、実践的な研修や相談業務を集中的・継続的に実施することにより、教職大学院での学修成果や知見を発信して地域教育力の向上を図っている。（別添資料 10-1-4）

こうした連携は、教職大学院が個々の院生の研究や実習を、教員個人だけのものにとどまるのではなく、地域や学校全体に関わっていくということを、教育委員会サイドに認知されてきた結果であり、それが、定員確保において、大きく影響してきたものと思われる。

その他、平成 28 年度には、様々な教育課題について意見交換を行うことにより連携強化を図るため、地域プロジェクトフィールドワークの該当地域の教育委員会教育長との教育懇談会を開催、また授業公開に参加する徳島

県内の市町校長会会長との意見交換会において現場サイドからの意見を聴取した。

また、四国外の教育委員会との連携においては、平成 23 年度に、三重県鈴鹿市教育委員会との連携事業に関する協定書を締結し、学力向上や生徒指導等を目的として、本学教職大学院教員が鈴鹿市内の中学校の指導助言を行う一方で、同教育委員会から本学教職大学院に現職教員を継続的に派遣している。（平成 23 年度から、毎年 1 名継続して、現職教員を派遣：計 2 名の在籍）（前掲別添資料 6-3-1）

《必要な資料・データ等》

- 前掲別添資料 6-3-1 国立大学法人鳴門教育大学と鈴鹿市教育委員会との連携事業に関する協定書
- 別添資料 10-1-1 鳴門教育大学教職大学院外部評価委員会議事要録
- 別添資料 10-1-2 連携協力校運営委員会議事要録
- 別添資料 10-1-3 鳴門教育大学と徳島県教育委員会との教員人材育成連絡協議会要項
- 別添資料 10-1-4 国立大学法人鳴門教育大学と徳島県教育委員会との連携協力に関する協定書
- 別添資料 10-1-5 連携協力に関する協定締結式に関する本学 Web ページ記事

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 教育委員会及び学校との間で協議する組織を設置し、教職大学院の運営並びに教育活動等に関する意見を聴取し、充実・改善を図っている。
 - 2) 「教員人材育成部会」を設置し、教職大学院への現職教員学生の派遣及び教職大学院修了生の待遇等について、定期的な情報と意見の交換を行っている。
 - 3) 各種連携事業等を通して、教職大学院の教育改善を随時行っており、良好かつ有益な関係をつくっている。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、教職大学院の教育に関する連携だけでなく、徳島県教育委員会と連携し、発足当時から、学校経営に関する支援（学校評価の集計・分析支援、学校組織改善研究）を行う組織的活動を展開し、学校と教職大学院の連携の強化を図ってきた。平成 26 年度から学力向上に関する支援事業、平成 27 年度からは小中一貫教育（徳島モデル）推進事業を、教職大学院教員スタッフを中心に展開しており、県の施策の展開に資する動きを行っている。また、県外では、三重県鈴鹿市教育委員会との連携事業を継続して展開している。

さらに、平成 26 年度には徳島県教育委員会と徳島県立総合教育センターとの共同研究により主幹・指導教諭研修の大幅な改善を実現するとともに、平成 27 年度からはこの研修を共同開催し、教職大学院教員スタッフを中心とした新たな形態で充実した研修を展開している。

特に、徳島県教育委員会との連携における「教員人材育成部会」では、教職大学院への現職教員学生の派遣及び教職大学院修了生の待遇等、教職大学院制度を活用した人材養成の在り方について、定期的な情報と意見の交換を行っており、その成果として、平成 28 年度入学者においては、多くの現職派遣数を確保し、定員を超えることができた。